

令和3事務年度
国税庁実績評価実施計画
及び実績評価の事前分析表
(国税庁案)

令和3年6月
財務省

令和3事務年度
国税庁実績評価実施計画

令和3年6月
財務省

はじめに

国税庁の実績評価については、「中央省庁等改革基本法」（平成10年6月12日法律第103号）に基づき、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標の設定、目標に対する実績の評価及びそれらの公表を行うこととされています。

このため、財務省では、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月財務省策定（平成31年3月改定））に基づき、財務省の政策評価に準じて国税庁の実績評価を行っています。

また、同計画において、国税庁の実績評価の対象期間を7月から翌年6月までと定めるとともに、6月末までに実施計画を策定した上で、翌年の10月末を目途に評価を行うこととしています。

なお、国税庁の実施計画の策定及び評価に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいています。

更に、国税庁では、実施計画及びその評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を確実に実行することとしています。

このように、財務省においては、国税庁の達成すべき目標を設定した上で、その実績評価を適正に行うことにより、国税庁の行政の更なる改善を進めるとともに、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和3年6月
財 務 省

I 令和3事務年度 国税庁実績評価実施計画についての説明

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 10）の規定に基づき、国税庁長官に権限を委任した事務（財務省設置法第20条に定める事務）の実施基準及び準則（P. 10）を定めるとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して、それらを公表しています。
 - (2) 国税庁の実績評価は、財務省の実績評価方式による政策評価と実質的に同一であることから、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月財務省策定（平成31年3月改定）。以下「基本計画」といいます。）の定めるところに準じて実施しています。
 - (3) 国税庁の実績評価のスケジュールは、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることから、事務年度を計画期間として定めるとともに、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月末を目途に評価書を作成して、公表しています。
 - (4) 国税庁の実績評価に当たっては、評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂くとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めております。
- また、国税庁では、策定した実施計画及び評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしております。

2. 国税庁の実績評価の実施計画

財務大臣が設定する国税庁が達成すべき目標は、実績目標（大）、実績目標（小）、業績目標（以下「実績目標等」といいます。）として、実施計画において明らかにしています。また、実績目標等は3段階で設定しており、これらの目標間の関係については、図「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 6）において示しています。

令和3事務年度の実施計画は、「II 令和3事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 3）のとおり策定しており、政府全体の方針である「デジタル化の推進」を踏まえた目標体系の見直しを行い、実績目標（小）1－2「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」を新たに設定するなどして、実績目標（大）を3、実績目標（小）を5、業績目標を7設定しています。

また、実績目標等には、それを達成するための施策を設定するとともに、各施策には、その達成状況を測定するための測定指標を設定しています。更に、各施策に設定した測定指標には、一つ以上を「主要なもの」とすることによって、それに重点を置いた評価を行うこととしています。

なお、目標ごとに設定した施策及び測定指標は、「II 令和3事務年度 国税庁実績評価実施計画」の表1「令和3事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 7）及び表2「測定指標一覧表」（P. 8）に掲載しております。

（以 上）

Ⅱ 令和3事務年度 国税庁実績評価実施計画

令和3事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めます。

1. 計画期間（評価の対象期間）

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間

2. 評価方法

実績評価方式による事後評価

3. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標（大）1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標（小）1－1	税務行政の適正な執行
実績目標（小）1－2	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
業績目標1－2－1	オンラインによる税務手続の推進
業績目標1－2－2	デジタルの活用による業務の効率化・高度化
実績目標（小）1－3	納税者サービスの充実
業績目標1－3－1	広報・広聴活動等の充実
業績目標1－3－2	相談等への適切な対応
実績目標（小）1－4	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標1－4－1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標1－4－2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標1－4－3	不服申立てへの取組
実績目標（小）1－5	国際化への取組
実績目標（大）2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標（大）3	税理士業務の適正な運営の確保

4. 評価基準

実績評価は、必要性、有効性、効率性等の観点に加え、測定指標等に照らした「実績目標等」の達成度の観点等を総合勘案して評価を行います。

各目標は、目標の達成手段である施策ごとに測定指標を設定します。

評価においては、まず、施策の実施状況について、測定指標の達成度をベースとして「s＋」～「c」の5段階で評定を行います。次に、それぞれの目標について施策の評定を総合して、「S＋」～「C」の5段階で評定を行います。

なお、実績目標（大）1は、実績目標（小）1－1～1－5の評定を総合して「S＋」～「C」の5段階で評定を行います。同様に、実績目標（小）1－2は、業績目標1－2－1及び1－2－2の評定を総合して、実績目標（小）1－3は、業績目標

1－3－1及び1－3－2の評定を総合して、実績目標（小）1－4は、業績目標1－4－1～1－4－3の評定を総合して、それぞれ「S＋」～「C」の5段階で評定を行います。

5. 事前分析表の作成

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき事前分析表を作成します。事前分析表においては、実績目標（大）3、実績目標（小）5、業績目標7ごとに分析を行い、目標ごとに次の項目を記載しています。

(1) 実績目標等

実績評価の対象となる実績目標又は業績目標を記載しています。

(2) 実績目標等の内容及び目標設定の考え方

その目標を設定した意図、理由等について記載しています。

(3) 実績目標等を達成するための実績目標（小）、業績目標又は施策

下位目標の設定がある場合は、実績目標（小）又は業績目標を、設定がない場合は、施策を記載してあります。

(4) 関連する内閣の基本方針等

実績目標等に関連する所信表明演説、施政方針演説、財政演説及び重要な閣議決定などのうち、原則として計画期間前の直近1年間のものについて記載しています。

(5) 施策

施策名について記載しています。

(6) 取組内容

施策の具体的取組内容について記載しています。

(7) 測定指標

施策の評価を行うに当たっての測定指標について記載しています。

また、「定量的測定指標」と「定性的測定指標」の区分、「主要な測定指標」と「その他の測定指標」との区別を明示するとともに、指標の概要を記載しています。

なお、定量的な測定指標については、「目標値の設定の根拠」を記載しています。

更に、施策の実施状況を把握するためのものとして、それぞれの測定指標に関係する参考指標を設定している場合があります。

（注） 国税庁の業務は、納税者や税理士、関係民間団体など、外部との接触や連携を要する業務が多くあります。令和3事務年度においても新型コロナウイルス感染症の影響下にあることが想定される中、その影響を考慮した適切な目標値の設定が困難な指標については、令和2事務年度の目標値を据え置いているものがあります。

令和3事務年度のこうした測定指標については、今後の感染症の状況によっては、その目標値によって施策を評価することが適切でなくなることがあり得るため、その場合には、評価時における測定指標としての取扱いを変更

する可能性があります。

(8) 参考指標

参考指標の設定がある場合は、それぞれの測定指標の下部に記載しています。

(9) 今回廃止した測定指標とその理由

測定指標を廃止した場合には、その指標名と廃止理由等を記載しています。

また、今回の目標体系の見直しに伴う目標や施策等の移設等についても記載しています。

(10) 実績目標等に係る予算額等

当該目標に係る予算額を記載しています。

なお、対応する「行政事業レビュー」がある場合は、その番号も記載しています。

(11) 担当部局名

担当する部局名を記載しています。

(12) 実績評価実施予定時期

実績評価を実施する時期を記載しています。

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する

実績目標(大)

財務省政策評価における
政策目標：2-2～4

〔実績目標(大)1〕
内国税の適正かつ公平な
賦課及び徴収

〔実績目標(大)2〕
酒類業の健全な
発達の促進

〔実績目標(大)3〕
税理士業務の
適正な運営の確保

実績目標(小)

〔実績目標(小)1-1〕
税務行政の
適正な執行

〔実績目標(小)1-2〕
税務行政のデジタル・
トランスフォーメーション

〔実績目標(小)1-3〕
納税者サービスの
充実

〔実績目標(小)1-4〕
適正な調査・徴収
及び権利救済

〔実績目標(小)1-5〕
国際化への
取組

業績目標

〔業績目標1-2-1〕

オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

〔業績目標1-2-2〕

デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

〔業績目標1-3-1〕

広報・広聴活動等の充実

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。
また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

〔業績目標1-3-2〕

相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

〔業績目標1-4-1〕

適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

〔業績目標1-4-2〕

期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

〔業績目標1-4-3〕

不服申立てへの取組

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

令和3事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

表1

実績の目標	施策数 施策名	測定指標数	
		定量	定性
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		—	—
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	4	
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等		2
	(3) 守秘義務の遵守		1
	(4) 職員研修の充実		1
実績目標(小)1-2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション		—	—
業績目標1-2-1 オンラインによる税務手続の推進	(1) オンライン申告の推進	7	
	(2) マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組		1
	(3) 利用者目線に立った情報提供		1
	(4) キャッシュレス納付の推進	1	
	(5) 申請・届出等の合理化・デジタル化		1
業績目標1-2-2 デジタルの活用による業務の効率化・高度化	(1) 内部事務のセンター化の推進		1
	(2) 照会等のオンライン化の推進		1
	(3) データ活用等による税務執行の効率化・高度化		1
実績目標(小)1-3 納税者サービスの充実		—	—
業績目標1-3-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	2	
	(2) 租税に関する啓発活動	4	1
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進		1
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保		1
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等		1
業績目標1-3-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	6	
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	1	
	(3) 改正消費税法への対応		1
実績目標(小)1-4 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		—	—
業績目標1-4-1 適正申告の実現及び 的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集		1
	(2) 的確な調査事務の運営	4	2
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組		2
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施		1
業績目標1-4-2 期限内収納の実現及び 滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施		1
	(2) 滞納を未然に防止するための取組		1
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営	2	1
	(4) 滞納の整理促進への取組		1
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		1
業績目標1-4-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	2	
	(2) 裁決事例の公表の充実		1
実績目標(小)1-5 国際化への取組	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換	1	
	(2) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施		1
	(3) 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施		1
	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理		1
	(5) 外国税務当局との知見の共有		1
	(6) 開発途上国に対する技術協力	2	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(1) 日本産酒類の輸出促進の取組	2	1
	(2) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	1	1
	(3) 酒類の公正な取引環境の整備	1	
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応		1
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携		1
	(6) 20未満の者の飲酒防止対策等の推進		1
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保		1
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	1	
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施	1	
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組		1
上 記 合 計		47	42 38

測定指標一覧表

表2

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名	頁		
実績目標(大) 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収						
実績目標(小) 1-1 税務行政の適正な 執行	(定量的)	主 実 1-1-1-A-1	「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合	6		
		主 実 1-1-1-A-2	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合	6		
		主 実 1-1-1-A-3	納税証明書の15分以内の発行割合	6		
		主 業 1-1-1-A-4	酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合	6		
	(定性的)	主 実 1-1-2-B-1	情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応	7		
		主 実 1-1-2-B-2	行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応	7		
		主 実 1-1-3-B-1	守秘義務遵守の周知徹底	8		
		主 実 1-1-4-B-1	アンケート調査による受講者の意見の把握等	8		
実績目標(小) 1-2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション						
業績目標1-2-1 オンラインによる 税務手続の推進	(定量的)	主 業 1-2-1-1-A-1	e-Taxの利用状況（所得税の申告手続）	13		
		主 業 1-2-1-1-A-2	e-Taxの利用状況（法人税の申告手続）	13		
		主 業 1-2-1-1-A-3	e-Taxの利用状況（消費税の申告手続）	13		
		業 1-2-1-1-A-4	e-Taxの利用状況（相続税の申告手続）	14		
		業 1-2-1-1-A-5	e-Taxの利用状況（納税証明書の交付請求手続）	14		
		業 1-2-1-1-A-6	e-Taxの利用満足度	14		
		主 業 1-2-1-1-A-7	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	15		
		主 業 1-2-1-4-A-1	キャッシュレス納付の利用状況	18		
	(定性的)	主 業 1-2-1-2-B-1	マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	16		
		主 業 1-2-1-3-B-1	利用者目線に立った情報提供に向けた取組	17		
		主 業 1-2-1-5-B-1	申請・届出等の合理化・簡素化の状況	18		
		業績目標1-2-2 デジタルの活用 による業務の効率化・高度化	(定性的)	主 業 1-2-2-1-B-1	内部事務のセンター化の状況	20
主 業 1-2-2-2-B-1	照会等のオンライン化の状況			21		
主 業 1-2-2-3-B-1	モバイル端末の配備状況			22		
実績目標(小) 1-3 納税者サービスの充実						
業績目標1-3-1 広報・広聴活動 等の充実	(定量的)	主 業 1-3-1-1-A-1	国税の広報に関する評価	25		
		業 1-3-1-1-A-2	確定申告の広報に関する評価	25		
		主 業 1-3-1-2-A-1	租税教室等受講者の理解度	26		
		業 1-3-1-2-A-2	税務大学校における公開講座の内容の満足度	27		
		業 1-3-1-2-A-3	税務大学校における公開講座のレベルの適正度	27		
		業 1-3-1-2-A-4	租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度	27		
	(定性的)	主 業 1-3-1-2-B-1	租税に関する啓発活動の集中的な実施	28		
		主 業 1-3-1-3-B-1	関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	28		
		主 業 1-3-1-4-B-1	地方公共団体との協力関係確保のための協議会等の開催	29		
		主 業 1-3-1-5-B-1	国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応	29		
		業績目標1-3-2 相談等への適切な 対応	(定量的)	主 業 1-3-2-1-A-1	電話相談センターにおける10分以内の相談割合	33
				主 業 1-3-2-1-A-2	電話相談センターにおける電話相談の満足度	33
主 業 1-3-2-1-A-3	税務署における面接相談の満足度			34		
業 1-3-2-1-A-4	職員の応接態度の好感度			34		
業 1-3-2-1-A-5	税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度			34		
業 1-3-2-1-A-6	文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合			34		
主 業 1-3-2-2-A-1	苦情の3日以内の処理件数割合			35		
(定性的)	主 業 1-3-2-3-B-1	改正消費税法に関する相談等への適切な対応	36			

目 標	指標の種類	指標番号	指 標 名	頁	
実績目標(小) 1-4 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済					
業績目標1-4-1 適正申告の実現 及び的確な調査・ 行政指導の実施	(定量的)	主 業 1-4-1-2-A-1	調査関係事務の割合	39	
		主 業 1-4-1-2-A-2	調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合	40	
		主 業 1-4-1-2-A-3	調査関係事務の割合（調査課分）	40	
		主 業 1-4-1-2-A-4	調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合（調査課分）	40	
	(定性的)	主 業 1-4-1-1-B-1	有効な資料情報の収集	38	
		業 1-4-1-2-B-1	効果的・効率的な調査事務運営の推進	41	
		業 1-4-1-2-B-2	大法人の税務コンプライアンスの維持・向上	41	
		主 業 1-4-1-3-B-1	大口・悪質な不正事案等への的確な対応	43	
		主 業 1-4-1-3-B-2	国際化や新分野の経済活動への的確な対応	43	
		主 業 1-4-1-4-B-1	悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	43	
	業績目標1-4-2 期限内収納の実 現及び滞納の整理 促進への取組	(定量的)	主 業 1-4-2-3-A-1	滞納整理事務の割合	46
			業 1-4-2-3-A-2	集中電話催告センター室における催告回数	47
		(定性的)	主 業 1-4-2-1-B-1	期限内収納を確保するための取組	45
			主 業 1-4-2-2-B-1	滞納を未然に防止するための取組	46
主 業 1-4-2-3-B-1			効果的・効率的な滞納整理の実施	47	
主 業 1-4-2-4-B-1			滞納の整理促進への取組	48	
業績目標1-4-3 不服申立てへの 取組	(定量的)	主 業 1-4-2-5-B-1	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	48	
		主 業 1-4-3-1-A-1	「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合	50	
	(定性的)	主 業 1-4-3-1-A-2	「審査請求」の1年以内の処理件数割合	51	
実績目標(小) 1-5 国際化への取組	(定量的)	主 業 1-4-3-2-B-1	裁決事例の公表の充実	51	
		主 実 1-5-1-A-1	情報提供要請に対する90日以内の対応	53	
		主 実 1-5-6-A-1	開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研修）	56	
	(定性的)	主 実 1-5-6-A-2	開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）	57	
		主 実 1-5-2-B-1	共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	54	
		主 実 1-5-3-B-1	国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施	55	
		主 実 1-5-4-B-1	相互協議事案の適切・迅速な処理	55	
		主 実 1-5-5-B-1	外国税務当局との知見の共有	56	
実績目標(大) 2 酒類業の健全な発達の促進					
	(定量的)	主 実 2-1-A-1	日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援	60	
		主 実 2-1-A-2	日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援	60	
		主 実 2-2-A-1	酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度	62	
		主 実 2-3-A-1	酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合	63	
	(定性的)	実 2-1-B-1	日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組	61	
		実 2-2-B-1	酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上	62	
		主 実 2-4-B-1	構造・経営戦略上の問題への対応	64	
		主 実 2-5-B-1	独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援	64	
		主 実 2-6-B-1	20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組	65	
		主 実 2-7-B-1	酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応	65	
	実績目標(大) 3 税理士業務の適正な運営の確保				
		(定量的)	主 実 3-1-A-1	税理士会等への研修会等の評価	67
主 実 3-2-A-1			税理士専門官による指導監督等事務の割合	68	
(定性的)		主 実 3-3-B-1	書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組	69	

（注）頁については、実績評価の事前分析表の頁を記載しています。

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号

国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

（訓令の目的）

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

（国税庁の所掌事務）

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

- (イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。
- (ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。
- (ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

- (イ) 関係法令を適正に適用すること。
- (ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。
- (ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。
- (ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表（略）

令和3事務年度
国税庁実績評価の事前分析表

令和3年6月
財務省

＜目 次＞

I 令和3事務年度 国税庁実績評価の事前分析表	2
実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)	3
実績目標(小) 1－1 (税務行政の適正な執行)	5
実績目標(小) 1－2 (税務行政のデジタル・トランスフォーメーション)	10
業績目標 1－2－1 (オンラインによる税務手続の推進)	12
業績目標 1－2－2 (デジタルの活用による業務の効率化・高度化)	20
実績目標(小) 1－3 (納税者サービスの充実)	23
業績目標 1－3－1 (広報・広聴活動等の充実)	24
業績目標 1－3－2 (相談等への適切な対応)	31
実績目標(小) 1－4 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)	37
業績目標 1－4－1 (適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)	38
業績目標 1－4－2 (期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)	45
業績目標 1－4－3 (不服申立てへの取組)	50
実績目標(小) 1－5 (国際化への取組)	53
実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)	58
実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保)	67
 II 令和3事務年度 各目標と予算との対応関係	70
 III 附属資料	
資料1 令和3事務年度において実施するアンケート調査の概要.....	71
資料2 令和3事務年度において実施するサンプル調査の概要.....	74
資料3 用語集.....	75

I 令和3事務年度 国税庁実績評価の事前分析表

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の基本計画に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、ガイドラインに基づき、政策評価の事前分析表を作成し、公表します。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、国税庁の実施計画においては、財務省の政策評価と同様に、平成26事務年度から実施計画の一部として事前分析表を作成し、実施計画で設定した、実績目標（大）3、実績目標（小）5、業績目標7ごとに一定の分析を行っています。

具体的には、各目標に関係する測定指標・予算を目標ごとに明示し、定量的な測定指標の設定に加え、定性的な測定指標を設定しているほか、目標の設定の考え方、施策及び取組内容などを記載しています。

このように、実績評価に関する情報の公表を通じて、税務行政の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される税務行政を目指してまいります。

(以 上)

○ 実績目標（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を達成するため、次に掲げるところにより、財務省設置法第19条に定められた任務の一つである、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

1. 税務行政の適正な執行

国税庁がその使命と任務を十分に果たしていくためには、税務行政に対する国民各層・納税者の方々の理解と信頼が不可欠です。このため、税務行政の執行に当たっては、納税者に対して誠実に対応するとともに、守秘義務（用語集参照）を遵守し、綱紀を保持した上で、法令に則り公正かつ誠実に職務を遂行します。

2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、デジタル技術を活用し、税務に関する手続や業務の在り方の見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組みます。政府全体の方針に従い、デジタルファースト等の基本原則を推進しつつ、オンラインによる申告や納付の割合を向上させるとともに、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方や働き方の見直しを行います。

3. 納税者サービスの充実

我が国が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の高い納税意識と納税義務の自発的かつ適正な履行が必要です。このため、租税の意義や税法の知識・手続、税制改正の内容などについて正しく理解していただけるよう、国民各層・納税者の方々の視点に立った広報・広聴活動を行うとともに、相談等に対して迅速かつ的確に対応します。

また、窓口等で納税者と接する職員からの事務改善等に係る意見を集約し、事務処理等について不断の見直しを行うなど、納税者サービスの充実に努めます。

4. 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

国税庁がその使命と任務を果たすためには、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、適正・公平な税務行政を推進することが重要です。このため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、効果的・効率的な調査・徴収等の事務運営を推進するとともに、申告が適正でないと認められる場合には、的確な調査・指導を実施して誤りを確実に是正し、期限内に納付を行わない場合には、滞納処分を執行するなどして確実に徴収します。

また、不服申立て等に適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

5. 国際化への取組

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により、新たな取引形態が拡大する中で、国際的な租税回避行為への対応や税務上のコンプライアンスの維持・向上などの課題に的確に対応するため、外国税務当局との知見の共有や協力関係の強化など、国際化への取組を推進します。

これらの取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、納税者等の状況に即した柔軟な対応に努めます。

上記の「実績目標（大）」を達成するための「実績目標（小）」

実績目標（小）1-1：税務行政の適正な執行

実績目標（小）1-2：税務行政のデジタル・トランスフォーメーション【新設】

実績目標（小）1-3：納税者サービスの充実

	実績目標(小)1-4：適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
	実績目標(小)1-5：国際化への取組

(注)「実績目標(大)1」は、「実績目標(小)1-1から1-5」の評価結果を総合して、評価を行います。
 なお、実績目標(小)の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等	○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 ○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定） ○ 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定） ○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
--------------	--

今回廃止した測定指標とその理由

令和2事務年度まで実績目標（大）1に設定していた実績目標（小）、業績目標、施策及び測定指標等については、政府全体の方針である「デジタル化の推進」を踏まえて行った目標体系の見直し等に伴い、令和2事務年度から変更した部分があります。具体的な変更内容は、各実績目標（小）の「今回廃止した測定指標とその理由」欄に記載しています。

参考指標	○参考指標1「国税職員の定員の推移」 ○参考指標2「申告書の提出件数（個人）」 ○参考指標3「相続税申告書の提出件数」 ○参考指標4「申告書の提出件数（法人）」 ○参考指標5「収納済税額」 ○参考指標6「徴税コスト」 ○参考指標7「事務改善についての提案件数」 ○参考指標8「非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）」
------	---

実績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	123,190,067千円	119,872,910千円	132,333,894千円	58,226,276千円	

(注1)「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(大)1に係る予算額を記載しています。

(注2)斜線は対応する行政事業レビューがないことを示します。

(注3)令和元年度予算については、上記のほか予備費として1,240,216千円が計上されています。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、情報技術室、法人番号管理室、参事官付、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	実績評価実施予定時期	令和4年10月
-------	--	------------	---------

○ 実績目標（小） 1－1：税務行政の適正な執行

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民各層・納税者の方々の理解と信頼を得ることが基本となります。

適正・公平な課税の実現を図るため、経済社会の高度化、複雑化に対応し、関係法令を適正に適用するとともに、事務を迅速に処理するほか、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。

上記の「実績目標（小）」を達成するための「施策」

実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理

実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等

実1-1-3：守秘義務の遵守

実1-1-4：職員研修の充実

関連する内閣の基本方針等

○ 「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）

施策

実 1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理

取組内容

1. 更正の請求の適正かつ迅速な処理

税額を過大に申告した場合等における納税者の救済手段である更正の請求（用語集参照）の処理に当たっては、事実関係を確認の上、関係法令を適正に適用し、迅速に処理します。

また、更正の請求に必要な書類について、引き続き周知等を図ります。

2. 所得税還付金の適正かつ迅速な処理

所得税還付金の支払に当たっては、国税総合管理（K S K）システム（用語集参照）等を活用した還付申告書のチェックのほか、職員による厳正な審査や確実な監査を実施した上で、的確な進行管理を行い、迅速に処理します。

また、還付申告書への添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、引き続き周知を図ります。

3. 納税証明書の適正かつ迅速な処理

納税証明書（用語集参照）の発行に当たっては、円滑かつ適正な運用を図るために必要な研修を職員に対して行うとともに、納税証明書の確実な監査を実施するなど、正確性を確保しつつ、迅速に処理します。

4. 酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

酒税の的確な確保を図るため、酒類の製造及び販売業には免許制度が設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには、免許を受ける必要があります。

免許の申請等については、親切かつ丁寧に対応するとともに、その処理に当たっては、透明性や公平性にも配慮しつつ、酒税法及び法令解釈通達に定める要件・手続に則して適正かつ迅速に処理します。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消処分を行うなど、厳正かつ適切な免許管理を行います。

定量的な測定指標

【主要】 実1-1-1-A-1：「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合 (単位：％)	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値		
	目標値	95	95	95	95	95		
	実績値	98.1	97.7	96.9	N. A.			
(出所) 長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調 (注1) 「更正の請求」がなされた場合、税務署長は提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。 (注2) 令和2事務年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。								
○参考指標1「『更正の請求』の処理件数」								
【主要】 実1-1-1-A-2：所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 (単位：％)	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値		
	目標値	95	95	95	95	95		
	実績値	95.2	95.0	96.0	N. A.			
(出所) 長官官房企画課、課税部個人課税課、徴収部管理運営課調 (注1) 令和2事務年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (注2) 令和3事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.74に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。								
○参考指標2「所得税還付申告書提出件数」								
【主要】 実1-1-1-A-3：納税証明書の15分以内の発行割合 (単位：％)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値		
	目標値	90	90	90	90	90		
	実績値	92.5	92.6	91.1	91.5			
(出所) 徴収部管理運営課調 (注) 令和3事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.74に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 納税証明書の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、納税者からの請求に対する15分以内の発行割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。								
○参考指標3「納税証明書の請求件数」								
【主要】 実1-1-1-A-4：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合 (単位：％)	製造免許	形態	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
		目標値	－	－	100	100	100	
	販売業免許	実績値	100	100	100	N. A.		
		目標値	－	－	100	100	100	
		実績値	100	99.9	100	N. A.		

	(出所) 課税部酒税課調 (注1) 標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、税務署長限りで処理するものについては、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内です。 (注2) 実績値は、申請者の都合によって標準処理期間内に処理を行わなかったものを除いて算出しています。 (注3) 令和2年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 酒類の製造免許の申請が増加傾向にあるなど免許事務が増大する中、適正な免許処理を行う観点から、酒類の製造及び販売業免許に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、標準処理期間内の処理割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、100%に設定しました。 ○参考指標4「酒類の製造及び販売業免許場数の推移」 ○参考指標5「酒類の製造及び販売業免許の処理件数等」
--	--

施策 実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	
取組内容	1. 情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応 国民各層・納税者の方々に開かれた透明性のある税務行政の実現に向け、「国税庁行政文書管理規則」等に基づき行政文書を適切に管理し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、開示請求等に対して適切に対応します。 2. 行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）等の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。 特に、マイナンバーを含む個人情報については、一層厳格な取扱いが求められていることから、全職員を対象とした研修及び管理状況の点検等を通じ、職員にその重要性を周知徹底することで意識の向上を図るとともに、厳正に管理します。 また、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等に対しても、適切に対応します。
定性的な測定指標	
[主要] 実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応	
(令和3事務年度目標)	
情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。	
(目標設定の根拠)	
情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから、目標として設定しています。	
○参考指標1「情報公開法に基づく開示請求件数等」	
[主要] 実1-1-2-B-2：行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応	
(令和3事務年度目標)	
行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき個人情報（マイナンバーを含む。）を適切に管理します。	
また、開示請求等に対して適切に対応します。	

	（目標設定の根拠） 行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき、個人情報（マイナンバーを含む。）を適切に管理すること及び行政機関個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法が目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標 2 「行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数等」 ○〔再掲：実（大） 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標 8）〕 参考指標 3 「非行の予防講話等の実施回数（署職員 1 人当たり）」

施策 実1-1-3：守秘義務の遵守	
取組内容	国税庁は、個人の所得情報など、機密性の高い様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要がある、情報が漏れるようなことがあれば、税務行政に対する信頼を損ない納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。 このため、税務行政の執行に当たっては、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ることによって、守秘義務を確実に遵守します。
定性的な測定指標	
〔主要〕 実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底	
（令和 3 事務年度目標） 税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。	
（目標設定の根拠） 税務調査への協力の確保等、税務行政を円滑に執行するためには、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員への周知徹底及び意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから、目標として設定しています。	
○〔再掲：実（大） 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標 8）〕 参考指標 1 「非行の予防講話等の実施回数（署職員 1 人当たり）」	

施策 実 1-1-4：職員研修の充実	
取組内容	経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応し、国民各層・納税者の方々の信頼と期待に応えるためには、職員の職務遂行能力の向上を図り組織として高いパフォーマンスを効率的に発揮するとともに、絶えず進化し続ける組織を目指していく必要があります。 このため、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させ、職員の能力・資質の一層の向上を図るほか、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により把握した受講者の意見等も踏まえながら、研修方法や研修内容の見直しを行い、職員研修の充実を図ります。
定性的な測定指標	
〔主要〕 実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見の把握等	
（令和 3 事務年度目標） 職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等を見直しを行います。	

	(目標設定の根拠) 職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなど、的確な見直しを行っていくことが職員研修の充実を図るために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標 1 「税務大学校における研修の実施状況」 ○参考指標 2 「グローバル化・デジタル化関連研修の実施状況」

今回廃止した測定指標とその理由	
令和2事務年度まで実績目標(小)1-1「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」の施策として設定していた「実1-1-5:行政サービスのデジタル化の推進」及び「実1-1-6:社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の普及・定着に向けた取組」並びにこれらに設定していた測定指標等については、政府全体の方針である「デジタル化の推進」を踏まえて行った目標体系の見直しに伴い、施策名や取組内容等を見直した上で、新たに設定した実績目標(小)1-2「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の施策として設定することに変更しました。	
参考指標	参考指標は、施策ごとに係る測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政 事業レビュー番号
税務大学校に必要な経費	2,011,592千円	2,124,407千円	2,014,093千円	1,862,421千円	

(注)「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(小)1-1に係る予算額を記載しています。

担当部局名	長官官房(総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、人事課、企画課、情報技術室、参事官付、監察官)、課税部(課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課)、調査査察部(調査課)、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和4年10月
-------	--	------------	---------

○ 実績目標（小） 1－2：税務行政のデジタル・トランスフォーメーション【新設】

実績目標の内容及び 目標設定の考え方	「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）においては、デジタル改革が目指すデジタル社会の目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられています。また、「社会全体のデジタル化を進めるためには、まずは国・地方の『行政』が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、『あらゆる手続きが役所に行かずにできる』、『必要な給付が迅速に行われる』といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である」との方針も示されています。 国税庁では、平成29年6月に「税務行政の将来像」（以下「将来像」という。）を公表し、デジタルを活用した「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱として、各種施策に取り組んできました。将来像については、技術の進展や政府全体の方針等を踏まえ、令和3年6月に大幅な改定を行いました。 経済社会の変化に柔軟に対応しつつ、国税庁の使命を的確に果たしていくためにも、改定された将来像に基づき、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めていくことが重要と考えています。
--------------------------------------	---

上記の「実績目標（小）」を達成するための「業績目標」	
	業績目標1-2-1：オンラインによる税務手続の推進【新設】 （ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。） 業績目標1-2-2：デジタルの活用による業務の効率化・高度化【新設】 （従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。）

（注）「実績目標（小） 1－2」は、その細目として上記の2つの目標「業績目標1-2-1及び1-2-2」を設定し、これらの評定結果を総合して評価を行います。
 なお、2つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等	○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 ○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定） ○ 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）
----------------------------	--

今回廃止した測定指標とその理由			
政府全体の方針である「デジタル化の推進」を踏まえ、実績目標（小）1-2「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」を新たに設定しました。これに伴い、令和2事務年度まで実績目標（小）1-2に設定していた「納税者サービスの充実」は、実績目標（小）1-3として設定することに変更しました。			
参考指標	参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。		
担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、情報技術室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和4年10月

○ 業績目標 1-2-1：オンラインによる税務手続の推進【新設】

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

納税者の負担軽減を図りつつ、計算誤り等のない正確な手続を確保するとともに、税務署等における業務の効率化を図る観点から、オンラインによる税務手続を推進します。

そのため、申告等をオンラインで受け付ける国税電子申告・納税システム（e-Tax）（用語集参照）や所得税の申告データを作成する「確定申告書等作成コーナー」（用語集参照）などのシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。また、e-Taxを利用する際に必要となるマイナンバーカードの取得促進をはじめ、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を継続します。

このほか、相談のために税務署を来署しないで済むよう、利用者目線に立った情報提供に取り組みます。納付については、地方税当局や金融機関等とも連携しつつ、キャッシュレス化を進めます。申請・届出等についても、ワンスオンリー（1度提出した情報は2度提出することを不要とする）等の観点から、手続自体や記入項目の見直しを進めます。

これらの取組により、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-1-1：オンライン申告の推進（成果重視事業）（用語集参照）【名称変更】

業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組【名称変更】

業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供【新設】

業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進【設定変更】

業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化【新設】

関連する内閣の基本方針等

- 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）
- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）

施策	業 1-2-1-1：オンライン申告の推進（成果重視事業）【名称変更】						
取組内容	国税庁では、平成 16 年 6 月から e-Tax の全国運用を開始し、オンライン申告の推進に取り組んできました。「確定申告書等作成コーナー」を含め、オンライン申告の際に利用していただくシステムについては、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。						
	また、将来的には、確定申告に必要となるデータを保有する各機関と協力しつつ、それらのデータを API 連携などにより申告データに取り込むことにより、数回の操作で申告が完了する仕組みの実現を目指します。その実現に向け、当面は、マイナポータルを通じて入手した生命保険料控除や損害保険料控除の証明書等を「確定申告書等作成コーナー」と連携させ、申告データに自動転記できる仕組みの提供や、その普及に努めます。						
	このほか、e-Tax において、過去の申請・届出等に基づく特例適用や未納税額の状況などの情報を表示する仕組みを提供するなど、e-Tax の利便性を向上させるための方策について検討を進めます。						
定量的な測定指標							
[主要] 業 1-2-1-1-A-1：e-Tax の利用状況（所得税 の申告手続） （単位：％）	会計年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度目標値
	目標値					62	増加
	実績値		54.5	57.9	59.9	N. A.	
（出所）長官官房情報技術室調 （注 1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年分確定申告の期限が延長されたことから、令和 2 年度の実績値は現在集計中です。このため、令和 3 年度の目標値は、暫定的に「増加」としています。令和 3 年度の具体的な目標値は、令和 2 年度の実績値の集計結果を踏まえて設定する予定です。 （注 2）令和 2 年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて令和 3 年 8 月頃公表するとともに、令和 2 事務年度実績評価書に掲載予定です。 （目標値の設定の根拠） 国税申告手続のうち、所得税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。							
○参考指標 1 「オンライン利用件数（申告手続）」							
[主要] 業 1-2-1-1-A-2：e-Tax の利用状況（法人税 の申告手続） （単位：％）	会計年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度目標値
	目標値					88	89
	実績値		80.0	84.3	87.1	N. A.	
（出所）長官官房情報技術室調 （注）令和 2 年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて令和 3 年 8 月頃公表するとともに、令和 2 事務年度実績評価書に掲載予定です。 （目標値の設定の根拠） 国税申告手続のうち、法人税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値等に基づき、89%に設定しました。							
○〔再掲〕参考指標 1 「オンライン利用件数（申告手続）」							
[主要] 業 1-2-1-1-A-3：e-Tax の利用状況（消費税 の申告手続） （単位：％）	会計年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度目標値
	目 標 値	個人				72	増加
		法人				88	89
	実 績 値	個人	66.1	68.5	70.4	N. A.	
		法人	81.6	82.6	86.8	N. A.	

(出所) 長官官房情報技術室調 (注1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年分確定申告の期限が延長されたことから、令和2年度の実績値を現在集計中です。このため、消費税(個人)の令和3年度の目標値は、暫定的に「増加」としています。令和3年度の具体的な目標値は、令和2年度の実績値の集計結果を踏まえて設定する予定です。 (注2) 令和2年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて令和3年8月頃公表するとともに、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 国税申告手続のうち、消費税申告におけるe-Tax利用状況を個人と法人に区分し、指標として設定しています。目標値については、過去の実績値等に基づき、法人は89%に設定しました。						
○ [再掲] 参考指標1「オンライン利用件数(申告手続)」						
業1-2-1-1-A-4 : e-Tax の利用状況(相続税 の申告手続) (単位: %)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値				25	30
	実績値				N. A.	
(出所) 長官官房情報技術室調 (注) e-Taxによる相続税申告は、令和元年10月1日から開始したため、令和2年度分から目標として設定しています。利用率については、国税庁ホームページにおいて令和3年8月頃公表するとともに、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 国税申告手続のうち、相続税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、財務省デジタル・ガバメント中長期計画を踏まえ、30%に設定しました。						
○ [再掲] 参考指標1「オンライン利用件数(申告手続)」						
業1-2-1-1-A-5 : e-Tax の利用状況(納税証 明書の交付請求手 続) (単位: %)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値				13	14
	実績値	10.8	12.7	12.1	N. A.	
(出所) 長官官房情報技術室調 (注) 令和2年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて令和3年8月頃公表するとともに、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 国税関係申請・届出等手続のうち、納税証明書の交付請求におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値等に基づき、14%に設定しました。						
○ 参考指標2「オンライン利用件数(納税証明書の交付請求手続)」						
業1-2-1-1-A-6 : e-Tax の利用満足度 (単位: %)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	増加	75	80	80	80
	実績値	76.0	81.5	74.2	N. A.	
(出所) 長官官房情報技術室調 (注1) 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「とても良い」から「非常に良くない」などの5段階評価で上位評価(「とても良い」又は「やや良い」など)を得た割合です。 (注2) 令和2年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和3年8月頃公表するとともに、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (注3) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.71に記載しています。 (目標値の設定の根拠) e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和2年度の目標値を引き続き設定しました。						

[主要] 業1-2-1-1-A-7：国税庁 ホームページ「確定 申告書等作成コーナ ー」の利用満足度 (単位：%)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	増加	90	90	90	90
	実績値	93.6	93.5	92.6	N. A.	
(出所) 課税部個人課税課調 (注1) 「確定申告書等作成コーナー」において、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。数値は、当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。 (注2) 令和2年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和3年8月頃公表するとともに、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (注3) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.71に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による同コーナーの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。 ○参考指標3「確定申告期におけるICT（用語集参照）を活用した申告書の提出件数（所得税、個人事業者の消費税、贈与税）」						

施策	業 1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組【名称変更】
取組内容	マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。本人の申請に基づき交付されるＩＣカードであるマイナンバーカードを利用すれば、e-Taxのほか、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを通じて、様々な行政手続をオンラインで行うことができます。 このため、国税庁においては、税務関係書類についてマイナンバーの記載が必要である旨の周知を行うことはもとより、内閣官房や総務省が中心となって政府全体で取り組んでいるマイナンバーカードの普及促進についても積極的に貢献していきます。具体的には、関係民間団体等に対して、マイナンバーカードの取得に関する働きかけを行うほか、地方公共団体と協力して、確定申告会場に「マイナンバーカード申請コーナー」を設置し、その普及促進に取り組みます。また、マイナポータルについても、「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxに連携させることにより利便性を向上させ、利用の促進を図ります。 このほか、国税庁は法人番号の利活用機関及び付番機関となっています。法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施するほか、法人番号には、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がないことから、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されるよう内閣官房等の関係府省と連携を図りつつ、利活用促進に向けた周知・広報に取り組むとともに、国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けて必要な整備を進めます。 (参考) 令和３年３月末現在におけるマイナンバーカード交付状況（総務省公表） 交付枚数：３,３４４万枚（人口に対する交付枚数率：２６.３％）
定性的な測定指標	
〔主要〕 業1-2-1-2-B-1：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組〔変更〕 （令和３事務年度目標） マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードの取得促進やマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上施策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。 （目標設定の根拠） マイナンバー制度自体の周知・広報に加え、実際にマイナンバーカードやマイナポータルを利用すれば、制度のメリットを理解することにもつながると考えられることから、目標として設定しています。 ○参考指標１「確定申告会場の申請コーナーの設置状況（地方公共団体数、申請件数）」〔新〕 ○参考指標２「マイナポータル連携機能（用語集参照）を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件数」 ○参考指標３「国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について』へのアクセス件数」 ○参考指標４「『国税庁法人番号公表サイト』へのアクセス件数」 ○参考指標５「Web-API機能を活用した法人の基本３情報のデータ取得のためのリクエスト件数」	

施策	業 1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供【新設】
取組内容	「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁のホームページ等において利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことが重要です。 国税庁では、ホームページの「タックスアンサー」において、定型的な税に関する情報の提供を行っています。「タックスアンサー」については、税制改正を踏まえた回答文の改訂を確実に行うとともに、電話相談センターに数多く寄せられた定型的な相談の中からニーズの高いものを追加することにより、内容の整備・充実を図ります。また、現在、基本的には税目ごとに項目が分類されていますが、利用者にとってより使い勝手の良いものとなるよう、ページ構成の見直しを行います。 このほか、令和2年10月からは、利用者が質問事項を入力するとA I（用語集参照）を利用して自動で回答を表示する「チャットボット」（用語集参照）の運用を開始しています。現在は、所得税の確定申告や年末調整に関する質問を中心にサービスを提供していますが、引き続き円滑な運用に努めるとともに、利用状況等を踏まえて相談内容の拡充を図ります。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-1-3-B-1：利用者目線に立った情報提供に向けた取組【新】 （令和3事務年度目標） 「タックスアンサー」については、利用者が自らの状況等を選択することにより、関連する項目が自動的に表示されるようにするなど、ページ構成の改善を図ります。「チャットボット」については、引き続き円滑な運用を努めるとともに、利用状況等を踏まえて相談内容の充実を図ります。 （目標設定の根拠） 税務手続に関し不明な点について、税務署を往訪することなく、自ら解決できるよう分かりやすく情報提供を行うことが重要であることから、「タックスアンサー」の改善や「チャットボット」の充実に関する目標を設定しました。 ○参考指標1「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」 ○参考指標2「チャットボットへの質問入力件数」【新】	

施策	業 1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進【設定変更】
取組内容	申告納税制度の下においては、納税者の方に、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付していただく必要があります。 近年、決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても納税者利便の向上と金融機関、税務署の事務の効率化を図り、現金管理に伴うコストを削減する観点からキャッシュレス納付（用語集参照）の推進に取り組みます。 このため、①ダイレクト納付（用語集参照）をはじめとするキャッシュレスの納付手段の利用勧奨や広報・周知を強化・推進するとともに、②既存の納付手段の機能改善を図るほか、③納税者の方のニーズや技術動向等を参考としつつ、引き続き、納付手段の多様化を検討し、国税納付の更なるキャッシュレス化を推進することにより、納税者利便の向上と事務の効率化を図ります。 また、キャッシュレス化の推進に当たっては、地方税当局や金融機関等と意見交換を行うなど、関係機関と連携しつつ、更なる納税者利便の向上に努めます。

定量的な測定指標						
[主要] 業1-2-1-4-A-1：キャッシュレス納付の利用状況 (単位：％)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値				26	32
	実績値	21.5	23.2	25.6	29.3	
(出所) 徴収部管理運営課調 (注1) 数値は、国税全体の納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合です。 (注2) 「キャッシュレス納付」とは、現金を使用しない納付方法である①振替納税(用語集参照)、②ダイレクト納付、③インターネットバンキング等による納付及び④クレジットカード納付をいいます。						
(目標値の設定の根拠) キャッシュレス納付の推進に向けた取組を測定するため、国税全体の納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値及び中長期目標 ^(注) として令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割程度を目指していることを考慮し設定しました。 (注) オンライン利用率引上げの基本計画(令和2年12月策定、令和3年4月改定)						
○参考指標 「キャッシュレスによる納付状況」						

施策	業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化【新設】
取組内容	税務署に対して行う手続については、申告や納付のほか、例えば税法上の特例の適用を受けるために必要となる申請・届出等があります。申請・届出等の中には件数が僅少なものもありますが、そうした手続についてオンライン用の入力フォームを個々に設けることは必ずしも合理的ではありません。このため、e-Tax上で入力フォームを設けていない申請・届出等についてはPDFなどのイメージデータで送信できる仕組みを提供することにより、全ての税務手続をオンラインで行うことができるようにしています。 こうした対応は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、臨時的に行ったものです。一方、デジタルの効果を最大限に活用するためには、既存の様式を前提にそのオンライン化を図るのではなく、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。具体的には、ワンスオンリー(1度提出した情報は2度提出することを不要とする)等の観点から、手続自体の可否について検討を行うとともに、必要な手続についても記入項目の簡素化を図るなどの見直しを行います。また、中期的には、e-Tax上で必要な要件を満たすことを確認の上、数回の操作で申請・届出等が完了する仕組みの実現を目指し、その検討を進めます。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-1-5-B-1：申請・届出等の合理化・簡素化の状況【新】	
(令和3事務年度目標) 各種申請・届出等について、手続自体の可否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。	
(目標設定の根拠) 各種手続のオンライン化自体が手段であることを十分に認識した上、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化という目的を果たすことのできるよう、手続自体の合理化・簡素化を目標として設定しました。	
○参考指標1 「合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数」【新】	

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政 事業レビュー番号
国税総合管理（KSK）システム	34,491,437千円	33,757,794千円	40,566,298千円	（注3）	0004
法人番号システム等	5,358,908千円	4,242,911千円	3,665,078千円	（注3）	0005
国税電子申告・納税システム	7,823,292千円	8,271,096千円	10,773,055千円	（注3）	0006
合 計	47,673,637千円	46,271,801千円	55,004,431千円		

（注1）「実績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-1に係る予算額を記載しています。

（注2）令和元年度予算については、上記のほか予備費として134,735千円が計上されています。

（注3）令和3年度予算については、内閣所管（組織）内閣官房に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管（組織）デジタル庁に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当 部局 名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、情報技術室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和4年10月
---------------	---	------------	---------

○ 業績目標 1-2-2： デジタルの活用による業務の効率化・高度化【新設】

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

業績目標の内容及び 目標設定の考え方	手続や業務のデジタル化により、業務の効率化・高度化を図っていくためには、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を不断に見直していくことが重要です。 国税庁では現在、国税総合管理（KSK）システムの刷新に取り組んでおり、書面中心からデータ中心の業務に移行して集約処理することでより一層の効率化が図られることを見据え、従来、個々の税務署で事務系統別に行われていた申告書の入力や審査等の内部事務について、複数の税務署の内部事務を専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」（以下「センター化」という。）を推進し、効率化された事務量により外部事務等の充実を図るためのインフラ整備に取り組みます。 また、納税者による追加資料の提出や、国税当局から金融機関に対する預貯金情報の照会などについて、オンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図ります。 このほか、調査や徴収などの外部事務については、モバイル端末やリモート環境を活用して、業務の効率化・高度化を図ります。
-----------------------	--

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進【新設】

業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進【新設】

業1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化【新設】

関連する内閣の基本方針等	○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定） ○ 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）
--------------	---

施策	業 1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進【新設】	
取組内容	国税庁では、申告書の入力や申告内容の照会などの内部事務について、効率化・高度化を図るとともに、納税者の利便性の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、複数の税務署の内部事務を専担部署（センター）で集約処理するセンター化に向けて取り組んでいます。令和3年7月からは、国税局の組織として「業務センター室」（仮称）を設置した上、一部の税務署を対象としたセンター化を実施し、令和8事務年度における全税務署を対象としたセンター化の実施に向けて、段階的に対象となる税務署を拡大し、その円滑な定着に向けて着実に取り組んでまいります。	
定性的な測定指標		
	[主要] 業1-2-2-1-B-1：内部事務のセンター化の状況 [新]	
	（令和3事務年度目標） 一部の税務署を対象として「内部事務のセンター化」を実施し、内部事務を効率的に集約処理します。	
	（目標設定の根拠） 内部事務の業務の効率化を実現するため、デジタル化を前提に業務の在り方を見直しを行っていくことが重要であることから、目標として設定しました。	

	○参考指標 1 「内部事務のセンター化の対象となる税務署数」 [新] ○参考指標 2 「業務センター室（仮称）における申告書（所得税・消費税（個人））の入力件数及び処理件数割合」 [新] ○参考指標 3 「業務センター室（仮称）における申告書（相続税）の入力件数及び処理件数割合」 [新] ○参考指標 4 「業務センター室（仮称）における申告書（法人税・消費税（法人））の入力件数及び処理件数割合」 [新]
--	---

施策 業 1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進【新設】	
取組内容	申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金情報の照会を行うことや納税者に対して追加で資料の提出を求めることがあります。これらの業務については、これまで書面や対面により行われてきましたが、官民の業務の効率化を図る観点から、オンライン化を図ります。 預貯金情報については、セキュリティが確保された専用のネットワークを利用して、国税当局からの照会及び金融機関からの回答についてオンラインで実施します。 追加資料の提出については、相手方の同意を得た上、e-Tax を利用してオンラインで提出できる仕組みを整備します。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-2-2-B-1：照会等のオンライン化の状況 [新]	
（令和 3 事務年度目標） 預貯金情報の照会及び追加資料の提出についてオンライン化を図ります。	
（目標設定の根拠） 官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を図っていくことが重要であることから、目標として設定しました。	
○参考指標 5 「オンラインによる預貯金照会において回答までに要した日数（平均）」 [新]	

施策 業 1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化【新設】	
取組内容	課税・徴収をはじめとした税務執行の効率化・高度化を図るため、データを活用した取組を推進していきます。 具体的には、申告漏れリスクの高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別等において、A I の活用も含めたデータ分析を活用するほか、書面や対面を前提として行われてきた課税・徴収の業務について、ペーパーレス化を図ります。 また、国税職員が納税者の事務所等を訪問した際、持参したモバイル端末から専用回線を通じて国税庁のシステムにアクセスし、納税者のデータを基に必要な分析のチェックを行えるよう、専用のモバイル端末の配備を進めます。 このほか、相手方の同意を得た上、リモート会議システムを利用し、遠隔地にいる担当者と面談するリモート調査の普及に努めます。

定性的な測定指標	
	[主要] 業1-2-2-3-B-1：モバイル端末の配備状況 [新]
	(令和3事務年度目標) 共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の配備を拡大することにより、効率的かつ高度な調査・徴収の実施や働き方改革に取り組みます。
	(目標設定の根拠) セキュリティを確保しつつ、デジタル技術を活用した調査・徴収の効率化・高度化等に取り組むことが重要であることから、目標として設定しました。
	○参考指標 「共有フォルダへのアクセス等が可能なモバイル端末の配備台数」 [新]

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政 事業レビュー番号
国税総合管理（KSK）システム	34,491,437千円	33,757,794千円	40,566,298千円	(注3)	0004
国税電子申告・納税システム	7,823,292千円	8,271,096千円	10,773,055千円	(注3)	0006
合 計	42,314,729千円	42,028,890千円	51,339,353千円		

(注1) 「実績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和元年度予算については、上記のほか予備費として134,735千円が計上されています。

(注3) 令和3年度予算については、内閣所管（組織）内閣官房に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管（組織）デジタル庁に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官付）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施予定時期	令和4年10月
-------	---	------------	---------

○ 実績目標（小） 1－3：納税者サービスの充実

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

適正申告・納税を推進するため、納税者が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報・広聴活動の充実を図るとともに、国民各層・納税者の方々に向けた租税に関する啓発活動を推進します。

また、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するなど、納税者の多様なニーズに的確に対応した納税者サービスの充実を図り、納税者の満足度を高めます。

上記の「実績目標（小）」を達成するための「業績目標」

業績目標1-3-1：広報・広聴活動等の充実

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。
また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

業績目標1-3-2：相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

（注）「実績目標（小） 1－3」は、その細目として上記の2つの目標「業績目標1-3-1及び1-3-2」を設定し、これらの評価結果を総合して評価を行います。

なお、2つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等

該当なし

今回廃止した測定指標とその理由

令和2事務年度まで実績目標（小） 1-2「納税者サービスの充実」に設定していた業績目標「電子申告等 ICTを活用した申告・納税の推進」及びその施策・測定指標等については、政府全体の方針である「デジタル化の推進」を踏まえて行った目標体系の見直しに伴い、施策名等を見直した上で、新たに設定した実績目標（小） 1-2「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の施策等として設定することに変更しました。

参考指標

参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

担当部局名

長官官房（総務課、税理士監理室、広報広聴室、会計課、企画課、情報技術室、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）、税務大学校

実績評価実施予定時期

令和4年10月

○ 業績目標 1-3-1：広報・広聴活動の充実

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。

また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）などを活用し、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。

また、租税の役割や納税意識の重要性、税務行政における様々な取組などについて、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-3-1-1：国民各層・納税者の方々への広報活動の充実

業1-3-1-2：租税に関する啓発活動

業1-3-1-3：関係民間団体との協調関係の推進

業1-3-1-4：地方公共団体との協力関係の確保

業1-3-1-5：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策

業1-3-1-1：国民各層・納税者の方々への広報活動の充実

取組内容

広く国民各層・納税者の方々に対して、租税の意義や役割、申告・納税の手続等に関する情報等について、①知りたい情報をいつでも必要な時に入手できること、②分かりやすい表現であること等を基本として、的確な広報を行います。

広報媒体の中核である国税庁ホームページは、①各種情報の提供（法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等）、②ICTを活用した申告・納税手続（e-Taxや確定申告書等作成コーナー（<https://www.keisan.nta.go.jp>））の窓口など、様々な役割を有しています。このため、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内機能の充実を図るとともに、高齢者や障害のある方に配慮し、文字拡大や音声読み上げソフトに対応したページを作成するなど、利便性の向上を図ります。

さらに、情報発信サービスの一環として、国税庁ホームページ新着情報とメールマガジンの配信を行うほか、動画共有サイト（YouTube）やSNS（Twitter）を活用するなど、情報提供の充実を図ります。

また、国税庁の取組全般について、より分かりやすく説明するため、「国税庁レポート」（日本語版・英語版）を作成し、国税庁ホームページに掲載します。

特に、新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、引き続き、国税庁ホームページに特集ページを設け、国民各層・納税者の方々が必要とする情報の提供に努めます。

令和3事務年度においても、引き続き、国民各層・納税者の方々のニーズを踏まえ、的確かつ効果的・効率的な情報提供ができるよう、来署者に対して国税の広報活動についてのアンケート調査を行うとともに、外部の専門家の意見を参考にしながら、各種広報活動の充実を図ります。

定量的な測定指標

[主要] 業1-3-1-1-A-1：国税の 広報に関する評価 (単位：％)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	80.6	79.9	80.2	79.1	
(出所) 長官官房広報広聴室調 (注1) 各年度の数値は、国税の広報についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 (注2) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.71に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 国税の広報に関する様々な取組についての評価を測定するため、国税の広報に関するアンケートによる評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。 ○参考指標1「国税庁ホームページへのアクセス件数」 ○参考指標2「国税庁が提供する動画の再生回数」						
業1-3-1-1-A-2：確定申告の広報に関する評価[新] (単位：％)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値					85
	実績値					
(出所) 長官官房広報広聴室調 (注1) 数値は、国税の広報についてのアンケート調査において、「今年の申告で役に立った」から「役に立たない」の3段階評価で上位評価（「今年の申告で役に立った」又は「今年の申告では役に立っていないが継続した方がよい」）を得た割合です。 (注2) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.71に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 確定申告に関する情報提供についての評価を測定するため、国税の広報に関するアンケートによる評価を指標として設定しています。目標値は、各国税局が実施しているアンケート結果を踏まえ、85%に設定しました。 ○参考指標3「国税庁ホームページ『確定申告特集ページ』へのアクセス件数」 [新]						

施策

業1-3-1-2：租税に関する啓発活動

取組内容

国民各層・納税者の方々に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、国税庁ホームページを活用するなど、情報提供の充実を図るほか、若年層に対する租税教育、一般の方々を対象とした公開講座や講演会等の各種施策を通じて、租税に関する啓発活動を行います。

1. 租税教育の充実

租税教育は社会全体で継続的、段階的に取り組むことが必要との考えの下、納税の義務及び社会生活の基本的な仕組みである租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、租税教室等への講師派遣や学校教育関係者等に向けた研修会の実施など、実務的、専門的知見から環境整備や支援を行います。

また、租税教育推進関係省庁等協議会（用語集参照）（国税庁、総務省、文部科学省等で構成）を通じて、租税教育の充実に向けて継続的に協議し、その協議内容を関係機関へ周知していきます。

(1) 学校等への講師派遣等

各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、学校教育関係者等で

構成)を中心に、税理士会(用語集参照)をはじめとする関係民間団体の協力を得て、学校等からの要請(内容、実施方法等)に基づき、租税教室等へ職員や税理士等を講師として派遣するほか、学校教育関係者等を対象とした研修会を行います。

(2) 税の作文募集等

高校生を対象として税の作文を募集するほか、全国納税貯蓄組合連合会との共催による中学生を対象とした税の作文募集などを行います。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」(https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm)では、引き続き、児童・生徒等が税について自ら学習できるような情報を提供するとともに、学校教育関係者をはじめ、租税教育において講師を務める方々が活用できる教材を掲載します。

2. 「税を考える週間」の実施

税の啓発活動として、広報施策を効果的・効率的に行う観点から、税のキャンペーン週間(税を考える週間)を設けて、適正・公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページ(取組紹介ページ)に掲載するほか、幹部を講師とした講演会を行うなど、集中した広報・広聴活動を実施します。

3. 税務大学校における取組

租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として、次の施策を実施します。

(1) 公開講座の開催

税務大学校の有する租税についての教育及び研究機能を活用し、広く一般の方々向けに、租税の意義や役割、一般的な税の仕組み等に関する公開講座を、令和3年11月に税務大学校和光校舎において開催します。

開催に当たっては、幅広い層の方々へ聴講していただくため、多様なレベルの講座を用意し、受講希望者のニーズにより近い講座が選択できるよう、国税庁ホームページなどを通じて、講座の概要や講座のレベルを明確にした分かりやすい広報を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインの活用等により実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討します。

(2) 租税史料の展示等

租税史料室(税務情報センター)で収集・保存している税に関する貴重な史料については、年間を通じて広く一般の方々に公開します。

史料の公開に当たっては、小中学生、高校生による歴史学習や団体の研修の場として活用しやすいものにするとともに、希望に応じて職員による説明を行うなど、利用者のニーズに配慮します。

また、国税庁ホームページの税務大学校のコーナーでは、租税史料室(税務情報センター)が所蔵する史料をデジタル化して展示します。

定量的な測定指標

[主要] 業1-3-1-2-A-1：租税教室等受講者の理解度 (単位：％)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値			80	85	85
	実績値			98.2	97.1	

(出所) 長官官房広報広聴室調
(注1) 数値は、租税教育についてのアンケート調査において、「深まった(分かった)」から「深まらなかった(分かなかった)」の4段階評価で上位評価(「深まった(分かった)」又は「やや深まった(やや分かった)」)を得た割合です。
(注2) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.71に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

租税教育に関する取組についての評価を測定するため、租税教育を受けた児童・生徒等に対して実施する「租税教育についてのアンケート調査」における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。

- 参考指標 1 「租税教室への講師派遣等の人員」
- 参考指標 2 「税の作文の応募編数」
- 参考指標 3 「講演会等の開催回数」

業1-3-1-2-A-2：税務大学 校における公開講座 の内容の満足度 (単位：%)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	80.8	83.6	81.7	計測不能	

(出所) 税務大学校調

(注1) 数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価（「良かった」又は「やや良かった」）を得た割合です。

(注2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公開講座を開催することができなかったことから、実績値は計測不能としています。

(注3) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

税務大学校で開催している公開講座の内容に対する受講者の満足度を測定するため、公開講座に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響度合いが不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。

- 参考指標 4 「税務大学校における公開講座の受講者数」

業1-3-1-2-A-3：税務大 学校における公開講座 のレベルの適正度 (単位：%)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	84.3	84.5	86.2	計測不能	

(出所) 税務大学校調

(注1) 数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「適正なレベルであった」、「難しすぎた」、「やさしすぎた」の3区分のうち、「適正なレベルであった」が選択された割合です。

(注2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公開講座を開催することができなかったことから、実績値は計測不能としています。

(注3) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

税務大学校で実施している公開講座に設定したレベル（初級・中級・上級）について、受講者から見た適正度合いを測定するため、公開講座に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響度合いが不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。

- 〔再掲〕参考指標 4 「税務大学校における公開講座の受講者数」

業1-3-1-2-A-4：租税史 料室（税務情報セン ター）見学者の満足 度 (単位：%)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	97.3	97.2	99.2	95.2	

(出所) 税務大学校調

(注1) 数値は、租税史料室（税務情報センター）についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

(注2) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度を測定するため、見学者に対するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。

	○参考指標 5 「租税史料室（税務情報センター）の見学者数」 ○参考指標 6 「国税庁ホームページ『税務大学校』へのアクセス件数」
定性的な測定指標	
	[主要] 業1-3-1-2-B-1：租税に関する啓発活動の集中的な実施
	（令和 3 事務年度目標） 税の啓発活動を効果的・効率的に行う観点から、税のキャンペーン週間（税を考える週間）を設けて、適正・公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページ（取組紹介ページ）に分かりやすく掲載し、当該ページへ誘引する広報を実施します。
	（目標設定の根拠） 国税庁ホームページ（取組紹介ページ）の内容の充実に取り組むとともに、当該ページへ誘引する広報を実施することは、広く国民各層・納税者の方々に対し、租税の意義・役割等への理解を深めていただくための効果的・効率的な情報提供手段として重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標 7 「国税庁ホームページ『取組紹介ページ』へのアクセス件数」

施策	業 1-3-1-3：関係民間団体との協調関係の推進	
取組内容	税理士会、青色申告会（用語集参照）、法人会（用語集参照）、納税貯蓄組合（用語集参照）、間税会（用語集参照）、納税協会（用語集参照）などの関係民間団体は、各団体が開催する各種説明会等を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。 このため、これらの関係民間団体との意見交換等を通じ、連携・協調関係の推進を図るとともに、e-Tax の一層の普及・定着に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着のための広報・周知への取組など、幅広い広報活動への積極的な協力を求めます。	
定性的な測定指標		
	[主要] 業1-3-1-3-B-1：関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	
	（令和3事務年度目標） 関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等について、各団体との意見交換等を通じて、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めます。	
	（目標設定の根拠） 関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしており、国税庁が推進する施策等の実施に当たっては、引き続き、協調関係の推進を図ることが重要です。 各団体との意見交換等を通じて、国税庁が推進する施策等への協力を積極的に要請していくことが、協調関係の推進につながることから、目標として設定しています。	

施策	業 1-3-1-4：地方公共団体との協力関係の確保
取組内容	地方公共団体との協力関係の確保については、納税者サービスの向上や国税、都道府県税、市町村税に関する税務行政の効率化を図る観点から、市町村等における申告書の収受、各種説明会の共同開催、税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等に関して、地方税務協議会等（用語集参照）での十分な協議を行って実施します。 また、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた各種施策の実施や広報・周知に関する協力関係の確保を図るとともに、地方税ポータルシステム（eLTAX）（用語集参照）とのデータ連携の利用拡大に向けて取り組みます。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-3-1-4-B-1：地方公共団体との協力関係確保のための協議会等の開催	
（令和3事務年度目標） 地方公共団体との協力関係を確保するため、地方税務協議会等を開催します。	
（目標設定の根拠） 各種説明会の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌等への掲載など、納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図る上で、地方公共団体との協力関係を確保することは重要です。 地方税務協議会の開催などを通じて連携・協調を図ることが、地方公共団体との協力関係の確保につながることから、目標として設定しています。	
○参考指標 1 「地方税務協議会等の開催回数」	

施策	業 1-3-1-5：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等
取組内容	国民各層・納税者の方々の税務行政に対するニーズを的確に把握するため、国税庁、国税局及び税務署の各窓口、国税庁ホームページ等を通じて寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において検討を行い、納税者サービスの向上や事務運営の改善に取り組みます。 また、寄せられた意見・要望等に対して、国税庁の取組の状況を公表するなど、国民各層・納税者の方々との双方向の情報交換の推進を図ります。 さらに、国税局では、教育関係者や報道関係者など、351名（令和3年4月～令和4年3月）の方々に国税モニター（用語集参照）を委嘱しており、国税モニターの方々から税に関する情報提供の在り方や国税庁の取組等について意見を伺うとともに、税務行政に反映させることを通じて、より信頼される税務行政が実現されるよう、広聴活動を充実させます。 なお、職員に対しては、広聴活動の重要性について、会議、研修等の場を通じて周知・徹底を図ります。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-3-1-5-B-1：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応	
（令和3事務年度目標） 国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等について、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みます。	

	(目標設定の根拠) 国民各層・納税者の方々の税務行政に対するニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において検討を行い、納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させることは、申告納税制度を推進する上で重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標 1 「ご意見・ご要望に対する取組」

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに係る測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度当初	令和 3 年度行政 事業レビュー番号
国税庁の広報活動経費	470,127千円	459,466千円	1,708,266千円	443,128千円	0002

(注1) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-3-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和元年度予算には、上記のほか予備費として207,977千円が計上されています。

担当部局名	長官官房（総務課、税理士監理室、広報広聴室、企画課、情報技術室）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和4年10月
-------	--	------------	---------

○ 業績目標 1-3-2：相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するとともに、申告期限前の照会（事前照会）に対する文書回答事例を国税庁ホームページに公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。
また、職員の応接態度の向上や利用しやすい税務署を目指して庁舎の環境整備を図ることなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-3-2-1：納税者からの相談等への適切な対応

業1-3-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

業1-3-2-3：改正消費税法への対応

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策

業1-3-2-1：納税者からの相談等への適切な対応

取組内容

納税者からの相談等には、次のとおり適切に対応します。

1. 電話相談センターにおける相談の充実

電話相談センター（用語集参照）においては、次のとおり対応します。

また、電話相談センターを利用した納税者に対して電話相談に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、相談事務の質の向上を図ります。

(1) 通常期

電話相談センターにおいては、税務に関する電話相談を集中的に受け付けており、税務相談官が税目別に対応することで、迅速かつ質の高い回答に努めるとともに、1件当たりの相談時間の短縮を図り、納税者の利便性の向上に努めます。

このため、職員に対し、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、税務相談官としての専門知識と応接態度の向上を図ります。

(2) 確定申告期

確定申告期においては、通常期より増加する電話相談に適切に対応するため、電話相談センターに加え、確定申告電話相談センターを全国の国税局に開設します。

確定申告電話相談センターでは、確定申告会場に関する問合せや確定申告書の送付依頼等、税務相談以外の質問等については、オペレーターを活用して効率的に対応するとともに、税務相談については、専門知識を有する税理士や職員が多岐にわたる相談にきめ細かな対応を行うことで納税者サービスの向上を図ります。

2. 国税庁ホームページにおける税に関する情報の充実等

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、定型的な税に関する情報の提供を行っています。納税者に対して税に関する情報をよりの確に提供できるよう、税制改正を踏まえた回答文の改訂を確実に行うとともに、電話相談センターに数多く寄せられた定型的な相談の中からニーズの高いものを追加することにより、内容の整備・充実を図ります。

また、令和2年10月から、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールとして、質問に対する回答をオンライン上で行う「チャットボット」の運用を開始しています。運用開始に当たっては、令和2年1月から同年5月の試験導入期間に納税者から寄せられた意見等を踏まえて、所得税の確定申告に関する相談内容の充実を図るとともに、年末調整に関する事項、株式譲渡所得、配当所得に関する事項やe-Tax、確定申告書等作成コーナーの操作方法等にも新たに対応しました。引き続き円滑な運用に努めるとともに、利用状況等を踏まえて相談内

容の拡充を図ります。

3. 来署納税者への適切な対応

来署した納税者が一般的な税に関する相談を行う場合の対応窓口を一元化し、来署した納税者の利便性の向上を図る取組を引き続き行います。また、相談内容が申告又は納税に直結しており、書類や事実関係を具体的に確認する必要があるような個別の相談の場合には、納税者本人又は納税者の委任を受けた税理士から事前に予約をいただいた上で、納税者の事情に応じて適切に対応します。

さらに、来署した納税者に対して、職員の応接態度や税務署内の案内表示等の項目についてアンケート調査を実施し、納税者の評価や要望を把握・分析して有効に活用することで、納税者の満足度の更なる向上に取り組みます。

4. 確定申告期における対応

(1) 確定申告会場における対応

確定申告期において、来署された納税者には、確定申告会場に設置したパソコン又は納税者自身のスマートフォン等から「確定申告書等作成コーナー」を利用していただき、システムによる計算誤りのない申告書作成、簡単な申告書の提出など、e-Taxによる申告の利便性を実感していただき、翌年以降の自宅等からのe-Taxによる申告への推進を図ります。

また、パソコン等の操作が不慣れな方などに対する的確な助言を行うための操作補助者を適切に配置するなど、円滑な申告・納税ができるよう、適切な相談体制を構築します。

(2) 閉庁日における申告相談等の実施

平日に来署することが困難なため、閉庁日（用語集参照）の申告相談を希望する納税者の要望を受けて、確定申告期間中の閉庁日に2回、一部の税務署で申告相談や申告書の受付を行います。

5. 事前照会への的確な対応

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、申告期限前の照会（事前照会）があった場合には、納税者サービスの一環として、その内容に応じ回答を行います。

このうち、文書による回答を求める旨の申出があった事前照会については、一定の要件を満たす場合、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページにおいて公表しています（文書回答手続による事前照会）。

また、文書による回答事例のほか、他の納税者の参考となる事前照会の回答事例についても、納税者の予測可能性を向上させる観点から、「質疑応答事例」として国税庁ホームページに掲載しています。

令和3事務年度においても、事前照会について適正かつ迅速に対応しつつ、納税者の予測可能性を向上させる観点から、①文書回答手続による事前照会について、引き続き積極的な広報活動に取り組むとともに、②「質疑応答事例」について、税制改正などを踏まえた見直しを行い、掲載事例の一層の充実を図ります。

6. 説明会による情報の提供等

申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、地方公共団体や関係民間団体との協調関係の下、確定申告に関する各種説明会、改正税法の説明会等を開催し、必要な情報を提供します。

また、個人納税者に対しては、事業所得のある者等に記帳・帳簿等保存制度が定着するよう、引き続き、地方公共団体や関係民間団体との連携・協調を図りながら、記帳説明会の実施等によって制度の周知を図ります。

さらに、納税者の正確な記帳に基づく適正な所得税申告を可能にするため、自ら記帳できる能力（自計能力）を習得できるよう記帳指導を行うとともに、あらゆる機会を捉えて青色申告制度（用語集参照）の説明を行い、その普及を図ります。

7. 路線価等の情報提供

路線価（用語集参照）等については、納税者の相続税等の申告等の便宜を図るとともに、課税の公平を担保する観点から、毎年定め、これを国税庁ホームページに公開しています。

路線価等の評定に当たっては、①標準地（用語集参照）の適正な配置、②地価情報や地価

	に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集、③固定資産税評価に係る情報の的確な収集、④地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏査の実施、⑤精通者等との情報交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集等に取り組むことにより、地価動向を確実に把握し、これを的確に反映させます。						
	○〔再掲：業1-2-2-1：オンライン申告の推進（参考指標3）〕 参考指標1「確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数（所得税、個人事業者の消費税、贈与税）」						
	○参考指標2「閉庁日における相談件数（所得税）」						
	○参考指標3「各種説明会の開催回数・参加人員」						
	○参考指標4「記帳指導を受けた者の自計能力を習得した割合」						
	○参考指標5「所得税青色申告承認者数」						
	○参考指標6「国税庁ホームページ『路線価図』へのアクセス件数」						
定量的な測定指標							
[主要] 業1-3-2-1-A-1：電話相談センターにおける10分以内の相談割合（単位：％）		会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	3年度目標値
		目標値	95	95	95	95	95
		実績値	98.8	98.6	98.4	98.1	
(出所) 長官官房税務相談官調 (注) 令和3事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.74に記載しています。							
(目標値の設定の根拠) 電話相談センターにおける相談が迅速に行われているかを測定するため、10分以内の相談割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。							
○参考指標7「電話相談センターの相談件数」 ○〔再掲：業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供（参考指標1）〕 参考指標8「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」 ○〔再掲：業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供（参考指標2）〕 参考指標9「チャットボットへの質問入力件数」〔新〕							
[主要] 業1-3-2-1-A-2：電話相談センターにおける電話相談の満足度（単位：％）		会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	3年度目標値
		目標値	95	95	95	95	95
		実績値	95.3	95.5	95.7	95.6	
(出所) 長官官房税務相談官調 (注1) 数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 (注2) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。							
(目標値の設定の根拠) 電話相談センターにおける相談に対する満足度を測定するため、電話相談に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。							
○〔再掲〕参考指標7「電話相談センターの相談件数」 ○〔再掲〕参考指標8「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」 ○〔再掲〕参考指標9「チャットボットへの質問入力件数」〔新〕							

[主要] 業 1-3-2-1-A-3 : 税 務 署における面接相談 の満足度 (単位 : %)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和 2 年度	3 年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	91.4	90.9	92.2	95.1	
(出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課調 (注 1) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 (注 2) 令和 3 事務年度におけるアンケート調査の概要は、P. 72に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 税に関する相談等のために来署した納税者の相談等に対する満足度を測定するため、来署納税者へのアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和 2 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
業 1-3-2-1-A-4 : 職員 の応接態度の好感度 (単位 : %)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和 2 年度	3 年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	90.1	90.4	91.0	93.4	
(出所) 長官官房総務課調 (注 1) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 (注 2) 令和 3 事務年度におけるアンケート調査の概要は、P. 72に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 来署した納税者に対する職員の応接態度の好感度を測定するため、来署納税者へのアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和 2 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
業 1-3-2-1-A-5 : 税 務 署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度 (単位 : %)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和 2 年度	3 年度目標値
	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	86.2	86.4	87.6	88.4	
(出所) 長官官房総務課調 (注 1) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 (注 2) 令和 3 事務年度におけるアンケート調査の概要は、P. 73に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 税務署における案内表示、受付・窓口の利用満足度を測定するため、来署納税者へのアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和 2 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
○参考指標10「税務署内の設備の利用満足度」						
業 1-3-2-1-A-6 : 文書 回答手続による事前 照会に対する 3 か月 以内の処理件数割合 (単位 : %)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和 2 年度	3 年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	98.5	100	99.2	100	
(出所) 課税部審理室調 (注) 処理期間の計算に当たっては、審査に必要な追加的資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除いています。 (目標値の設定の根拠) 課税関係の事前照会に対する文書回答手続が迅速に行われているかを測定するため、3 か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和 2 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						

	○参考指標11「文書回答手続による事前照会の受付件数」 ○参考指標12「質疑応答事例のホームページへの掲載件数等」
--	--

施策	業1-3-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応
-----------	------------------------------

取組内容	税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して迅速かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って誠実な態度で接することを基本とし、短期間での処理（原則として3日以内に処理）を図っていきます。 また、納税者から寄せられた様々な苦情等に対しては、納税者支援調整官が、適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整を行うなど、適切な対応に努めていきます。 なお、寄せられた苦情等については、関係部署と協議し、納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげます。
-------------	---

定量的な測定指標

[主要]	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	3年度目標値
業1-3-2-2-A-1：苦情の3日以内の処理件数割合	目標値	90	90	90	90	90
(単位：%)	実績値	94.0	93.9	93.9	95.4	

(出所) 長官官房総務課調

(注) 実績値は、納税者の都合によって3日以内に処理できなかったものを除いて算出しています。

(目標値の設定の根拠)

納税者から寄せられた様々な苦情等への対応が迅速に行われているかを測定するため、3日以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。

施策	業1-3-2-3：改正消費税法への対応
-----------	---------------------

取組内容	インボイス制度をはじめとする消費税法の改正については、多数の事業者に影響を及ぼすものであり、事業者が改正内容や消費税の仕組み等を十分に理解して、自ら適正な申告・納付ができるよう、広報・相談・指導に取り組みます。 特に、令和5年10月から導入されるインボイス制度については、令和3年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。 これまで、国税庁ホームページにインボイス特設サイトを開設し各種パンフレット、FAQ、動画を掲載するほか、業界誌への広告掲載、事業者団体の説明会への講師派遣などの周知広報の取組を実施してきました。引き続き、インボイス制度の円滑な導入に向けて、必要な取組を実施することとしております。 また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた取組として、価格表示（総額表示義務）や転嫁に関する相談についても、関係府省庁と連携して適切に対応します。 さらに、消費税転嫁対策特別措置法の適用期間である令和3年3月末以前に、酒類業者が、転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っていたと認められる場合は、速やかに調査を実施します。 これらを踏まえ、事業者からの改正消費税法に関する相談等に対して、適切かつ丁寧に対応します。
-------------	---

定性的な測定指標	
	[主要] 業1-3-2-3-B-1：改正消費税法に関する相談等への適切な対応
	(令和3事務年度目標) 事業者からの改正消費税法に関する相談等に対して、適切かつ丁寧に対応します。
	(目標設定の根拠) 事業者がインボイス制度をはじめとする消費税法の改正内容等を十分に理解して自ら適正な申告・納付ができるよう、改正消費税法に関する相談について、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組について、関係府省庁と連携して適切に対応することは、国民の理解を得て税務行政を円滑に推進する上で重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標1「改正消費税法等に関する相談件数」 ○[再掲：業1-3-2-1：納税者からの相談等への適切な対応（参考指標3）] 参考指標2「各種説明会の開催回数・参加人員」

今回廃止した測定指標とその理由
該当なし

参考指標	参考指標は、施策ごとに係る測定指標と併せて記載しています。
------	-------------------------------

業績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政 事業レビュー番号
電話相談センター運営経費	385,604千円	470,822千円	580,548千円	431,267千円	0003
国税庁施設費（税務署庁舎等の改修事業）	2,818,211千円	1,841,302千円	2,307,277千円	2,556,000千円	0060

(注)「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標(小)1-3-2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	長官官房（総務課、会計課、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）	実績評価実施予定時期	令和4年10月
-------	--	------------	---------

○ 実績目標（小）1－4：適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

適正申告の実現及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。

また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

上記の「実績目標（小）」を達成するための「業績目標」

業績目標1-4-1：適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。 〕

業績目標1-4-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。 〕

業績目標1-4-3：不服申立てへの取組

〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

（注）「実績目標（小）1－4」は、その細目として上記の3つの目標「業績目標1-4-1から1-4-3」を設定し、これらの評定結果を総合して評価を行います。

なお、3つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等

該当なし

今回廃止した測定指標とその理由

廃止等した測定指標がある場合は、業績目標ごとに、その理由を記載しています。

参考指標

参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

担当部局名

長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、国税不服審判所

実績評価実施予定時期

令和4年10月

○ 業績目標 1-4-1：適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。

また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、グローバル化・デジタル化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業 1-4-1-1：有効な資料情報の収集

業 1-4-1-2：的確な調査事務の運営

業 1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組

業 1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策

業 1-4-1-1：有効な資料情報の収集

取組内容

資料情報は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、法律で提出が義務付けられている調書（法定資料（用語集参照））の適正な提出を確保するための方策を講じるほか、経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな取引形態などに係る有効な資料情報を積極的に収集します。

1. 法定資料の適正な提出の確保

法定資料の提出義務者に対しては、様々な機会を通じて広報活動を行い、早期提出を依頼するとともに、必要に応じて法定監査を行うなど、適正な提出の確保を図ります。

2. 法定資料以外の資料情報の積極的な収集

法定資料以外の資料情報（用語集参照）は、活用効果を意識して効果的かつ効率的に収集するとともに、経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等に係る資料情報を積極的に収集します。

定性的な測定指標

〔主要〕 業 1-4-1-1-B-1：有効な資料情報の収集

（令和 3 事務年度目標）

法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。

（目標設定の根拠）

法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施するために重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標 1 「資料情報の収集枚数」

○参考指標 2 「法定監査の実施状況」

施策	業1-4-1-2：的確な調査事務の運営					
取組内容	税務行政を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、国外への資産移転等により税負担を免れるような課税困難事案や大口・悪質な不正事案等に的確に対応するためには、調査関係事務量を適切に確保していく必要があります。 このような状況の下、適正・公平な課税を実現していくため、デジタル化やアウトソーシングなどの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、調査の実施に当たっては、申告実績や資料情報等の各種データや事業実態等の分析等を十分に行うなどの確な選定を通じて、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施します。また、それ以外の納税者に対しては簡易な接触を積極的に活用し、主に次のような取組により、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。 こうしたことを踏まえ、令和3事務年度から、「調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合」及び「効果的・効率的な調査事務運営の推進」を新たな測定指標として追加して取組内容を評価することとしています。 1. 納税者の負担軽減等 所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目も同時に調査を実施するほか、可能な限り迅速に進めるなど、納税者の負担軽減と調査の効率性に配慮します。 2. 調査の際の指導等 調査において、納税者と調査担当者との間で見解の相違がある事案については、納税者の主張や調査担当者が把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定を行い、法令を適正に適用します。 また、調査の際には、誤りを指導してそれを是正するにとどまらず、調査を契機に納税者が税務に関する知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮します。 3. 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上 国税局調査部（課）が所管する大法人の税務コンプライアンスは、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図っていく必要があります。 このため、大法人に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンス（用語集参照）の取組状況を確認した上で、経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けた取組を推進します。 また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好等と認められた法人については、次回調査の時期を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い法人へ重点的に配分することにより、納税者の税務調査対応への負担軽減と適正・公平な課税の実現を図っていきます。 さらに、「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を推進し、自発的な適正申告を支援します。					
	定量的な測定指標					
[主要] 業1-4-1-2-A-1：調査関係事務の割合 （単位：％）	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	60	60	65	65	65
	実績値	64.4	64.6	58.1	N. A.	
（出所）課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調 （注1）数値は、賦課事務（調査課分を除く。）に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。 （注2）「調査関係事務」とは、①実地調査（納税者の事務所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務）や、実地調査以外の調査（納税者に来署を依頼し、帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務）のほか、②行政指導として行う事務（提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等）などをいいます。						

(注3) 令和2事務年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。

- 参考指標1「税務調査等の件数及び追徴税額等」
- 参考指標2「所得税の1件当たりの申告漏れ所得金額」
- 参考指標3「相続税の1件当たりの申告漏れ課税価格」
- 参考指標4「法人税の1件当たりの申告漏れ所得金額」
- 参考指標5「消費税1件当たりの追徴税額」

[主要] 業1-4-1-2-A-2: 調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合 [新] (単位: %)	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
目標値						50
実績値						

(出所) 長官官房企画課、課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

(注) 数値は、調査関係事務に従事した日数のうち、主に大口・悪質な不正計算が想定される事案などを対象に行われる実地調査に係る事務に従事した日数の占める割合です。

(目標値の設定の根拠)

大口・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量が投下されているかを測定する指標として、調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合を設定しています。目標値は、適正・公平な課税の実現の重要性を踏まえて設定しました。

[主要] 業1-4-1-2-A-3: 調査関係事務の割合(調査課分) (単位: %)	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
目標値		85	85	85	85	85
実績値		86.1	86.6	85.4	N. A.	

(出所) 調査査察部調査課調

(注1) 数値は、賦課事務(調査課分)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。

(注2) 調査課は、調査課所管法人(用語集参照)の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。

(注3) 目標値及び実績値については、平成29年度までは会計年度での割合を、平成30年度からは事務年度での割合を表示しています。

(注4) 令和2事務年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。

- 参考指標6「調査課所管法人に係る税務調査の件数及び追徴税額等」

[主要] 業1-4-1-2-A-4: 調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合(調査課分) [新] (単位: %)	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
目標値						80
実績値						

(出所) 調査査察部調査課調

(注) 数値は、調査関係事務(調査課分)に従事する日数のうち、大口・悪質な不正所得や海外への所得移転、租税回避等が想定される事案を対象に行われる深度ある調査に係る事務に従事した日数の占める割合です。

	（目標値の設定の根拠） 大口・悪質な不正所得が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者に対して適切に事務量が投下されているかを測定する指標として調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合を設定しています。目標値は、適正・公平な課税の実現の重要性を踏まえて設定しました。
定性的な測定指標	
	業1-4-1-2-B-1：効果的・効率的な調査事務運営の推進 [新] （令和3事務年度目標） 大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対する調査を基本としつつ、納税者の税務コンプライアンス維持・向上の観点も踏まえ簡易な接触を組み合わせるなど、適切な接触態様を選択し、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。 （目標設定の根拠） 限られた事務量の下、適正・公平な課税を実現していくためには、調査必要度の高い納税者に対する調査を基本としつつ、バランスのとれた事務量配分に配慮するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うなど、効果的・効率的な調査事務運営の推進が重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。 ○参考指標7「簡易な接触件数」 [新]
	業1-4-1-2-B-2：大法人の税務コンプライアンスの維持・向上 （令和3事務年度目標） 大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の際には、取組状況を的確に把握した上で経営責任者等と意見交換を実施するなど、各種取組を行います。 （目標設定の根拠） 各業界や地域経済に及ぼす影響が大きい大法人に対して、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を促進することは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。 ○参考指標8「調査時期の延長等対象法人数」

施策	業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組
取組内容	社会・経済状況の変化を的確に把握した上で、適正・公平な課税の実現を図るため、次のとおり調査に取り組みます。 1. 大口・悪質な不正事案等への的確な対応 高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少なかったり、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、申告納税制度の下、そのような納税者には、積極的に実態把握・調査を実施し、的確かつ厳正な課税処理を行います。 大口・悪質な不正事案に対しては、その事案に応じた適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を行います。 無申告事案に対しては、収集した資料情報を活用して、効率的な実態把握に努め、大口事案を中心とした効果的な調査に取り組みます。 消費税の還付申告に対しては、不正還付を未然に防止するため、申告書審査を的確に実施し、還付原因が解明できない場合には、重点的に調査を行います。 2. 国際化や新分野の経済活動への的確な対応 国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（用語集参照）など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行います。 (1) 国際化・富裕層への対応 経済取引のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・運用が複雑・多様化する中、富裕層による海外資産隠しや多国籍企業による国際的な所得移転に対する国民の関心が高まっています。 国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、各国の税制の差異や租税条約（用語集参照）の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的な租税回避行為については、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置している国際担当の統括国税実査官等を中心として、情報収集・実態解明に取り組みます。その結果、課税上問題があると見込まれる場合には、租税条約等に基づく情報交換（用語集参照）制度を活用するなどして、綿密な調査を行い厳正に対処するとともに、必要に応じて、制度整備のための情報提供も行っていきます。 移転価格税制（用語集参照）については、その適用基準や執行方針の明確化を図るとともに、移転価格リスクに応じた的確な納税者管理、調査必要度が高い事案に対する重点的な調査を実施するほか、事前確認（用語集参照）に係る事前相談への積極的な対応、審査事務の効率化等を行います。 また、共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）（用語集参照）に基づき各国の税務当局から受領した日本居住者の金融口座情報（CRS情報）については、時系列の動向分析や、国外送金等調書・国外財産調書といった各種調書及び既に保有している資料情報と併せた分析を行った上で、課税上問題があると見込まれる場合には調査を行うなど、適切に活用していきます。 富裕層に対しては、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っていきます。 (2) 新分野の経済活動への対応 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促す取組を行うとともに、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等に取り組んでいきます。 その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、調査や行政指導を積極的に実施します。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 業1-4-1-3-B-1：大口・悪質な不正事案等への的確な対応 （令和3事務年度目標） 大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。 （目標設定の根拠） 高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ないと認められる納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことになります。このような納税者に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。 ○参考指標1「無申告事案の1件当たりの追徴税額（所得税・相続税・法人税・消費税）」 ○参考指標2「消費税還付申告法人に対する追徴税額」
	〔主要〕 業1-4-1-3-B-2：国際化や新分野の経済活動への的確な対応 （令和3事務年度目標） 国際化や新分野の経済活動など、国税当局による把握が困難な事案に対して、的確な調査を行います。 また、職員の国際課税等に係る調査能力向上のための取組を実施します。 （目標設定の根拠） 国際取引や新分野の経済活動など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。 ○参考指標3「富裕層に係る申告漏れ所得金額」 ○参考指標4「海外取引を行っている者に係る申告漏れ所得金額（所得税）」 ○参考指標5「海外資産に係る申告漏れ課税価格（相続税）」 ○参考指標6「海外取引等に係る申告漏れ所得金額（法人税）」 ○参考指標7「インターネット取引を行っている個人に係る申告漏れ所得金額」

施策	業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施
取組内容	適正・公平な課税を実現し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を得るため、現下の経済社会情勢も踏まえつつ、偽りその他不正の行為により故意に税金を免れた者などの社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。
定性的な測定指標	
	〔主要〕 業1-4-1-4-B-1：悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施 （令和3事務年度目標） 社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。 （目標設定の根拠） 組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案^{（注）}の積極的な立件・処理に取り組むことによって、悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。 （注）重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいいます。

☐ 参考指標 1 「査察調査の件数等」 ☐ 参考指標 2 「税目別告発事件の件数等」 ☐ 参考指標 3 「税目別告発事件の 1 件当たりの脱税額」 ☐ 参考指標 4 「重点事案の告発件数」						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標		参考指標は、施策ごとに係る測定指標と併せて記載しています。				
業績目標に係る予算額		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度 当 初	令和 3 年度 行政 事業レビュー番号
		上記の業績目標に関連する予算額はありません。				
担当部局名		長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）		実績評価実施予定時期		令和 4 年10月

○ 業績目標 1-4-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。

このため、期限内収納の実現に向けた積極的な広報・周知に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業 1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

業 1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組

業 1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営

業 1-4-2-4：滞納の整理促進への取組

業 1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策

業 1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

取組内容

申告納税制度の下においては、納税者の方に、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付していただく必要があります。

このため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報の充実に努めるとともに、個人の新規納税者には振替納税の利用を呼び掛けるなどして、期限内収納の実現を図ります。

また、納付しやすい環境の整備という観点から、インターネットを利用して納付が行えるダイレクト納付等の電子納税（用語集参照）やクレジットカード納付、自宅や事務所等でパソコン等によって作成したQRコードによるコンビニエンスストアでの納付を可能としており、今後も、納税者ニーズ等を踏まえた更なる利便性の向上に向け、最新の技術動向等を参考としつつ、納付手段の多様化を検討していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 業1-4-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組

（令和3事務年度目標）

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報・周知、振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。

（目標設定の根拠）

国税庁ホームページなどの各種広報媒体や地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の説明会などを活用した期限内納付に関する広報・周知、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。

施策	業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組
取組内容	前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する国税について、あらかじめはがき等で期限内納付を促すとともに、期限までの納付がない納税者に対しては、督促状を発する前に電話等で納付指導を行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-4-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組	
(令和3事務年度目標) 滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施します。	
(目標設定の根拠) 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめはがき等で期限内納付を促すことや、期限までの納付がない納税者に対して、督促状を発する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。	
○参考指標1「国税の滞納発生割合」	

施策	業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営
取組内容	大量かつ反復して発生する滞納を的確に徴収し、適正・公平な徴収を実現するためには、滞納整理に投下する事務量を可能な限り確保しつつ、的確な進行管理を行い、限られた人的資源等を有効に活用して効果的・効率的な徴収事務運営を推進していく必要があります。 このため、新たに発生する滞納事案については、集中電話催告センター室（用語集参照）において、徴収システム（用語集参照）を活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施し、実地での納付相談や滞納処分が必要な事案については、国税局及び税務署において、徴収システムを活用して個々の事案を的確に管理するなど、担当部署における役割分担を明確化しながら、滞納整理事務量を確保し、効果的・効率的な徴収事務運営を推進します。
定量的な測定指標	
[主要] 業1-4-2-3-A-1：滞納整理事務の割合 (単位：%)	事務年度
	平成29年度
	30年度
	令和元年度
	2年度
	3年度目標値
	目標値
	実績値
(出所) 徴収部徴収課調 (注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。 (注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売（用語集参照）等の事務をいいます。 (注3) 令和2事務年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。	

業1-4-2-3-A-2：集中電話催告センター室における催告回数 (単位：千回)	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	実績値	2,291	2,101	1,431	N. A.	
	(出所) 徴収部徴収課調 (注) 令和2年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。					
	(目標値の設定の根拠) 新たに発生する滞納事案等について、限られた人員の下、早期かつ反復的に電話催告等を行うことは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。					
○参考指標1「集中電話催告センター室における完結者数」						
定性的な測定指標						
[主要] 業1-4-2-3-B-1：効果的・効率的な滞納整理の実施 [新]						
(令和3事務年度目標) 集中電話催告センター室と局署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施します。						
(目標設定の根拠) 効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性の見極め等を行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。						
○参考指標2「集中電話催告センター室の滞納整理状況」 [新]						

施策	業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組
取組内容	国税の適正・公平な徴収の実現を図るため、厳正・的確な滞納処分の執行、消費税事案の確実な処理などにより、滞納の整理促進を図ります。 また、滞納処分の執行は、納税者の権利利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、納税に対する誠実な意思が認められない滞納者に対しては、財産の差押え等の厳正な滞納処分により滞納国税を徴収する一方、納税の猶予等の法令の要件に該当する場合には、適切に納税緩和制度を適用するなど、滞納者個々の実情に即して、法令等に基づき適切に対応します。 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、納税緩和制度の適切な適用を優先して対応しますが、今後の感染症の状況や納税緩和制度の適用状況等を踏まえながら、必要に応じて、2以下の事項についても適切に対応します。 なお、当該施策については、「新しい生活様式」を踏まえた非対面による納税者とのやり取りの増加など、新型コロナウイルス感染症の状況が取組結果に影響を及ぼす可能性があります。 1. 納税緩和制度の適切な適用 新型コロナウイルス感染症の発生により、各種イベントの中止・延期、観光客の急減のほか、緊急事態宣言の発令による営業自粛等の結果、収入が大幅に低下して納税資金の捻出が困難な納税者が多く発生していることを踏まえ、納税者から、このような理由による納付相談を受けた場合は、納税者の実情を的確に把握した上で、納税緩和制度を適切に適用します。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、納税者との対応は、可能な

	限り電話により行い、申請書の提出に当たってはe-Taxによるオンライン申請や郵送を推奨し、納税者がやむを得ず来署する場合も感染症対策を徹底します。 2. 厳正・的確な滞納整理の実施 大口・悪質事案、処理困難事案については、早期かつ的確な処理方針の見極めを行い、着実な整理促進を図ります。 滞納整理に当たっては、適時の財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて、広域運営等により組織的に対応するほか、詐害行為取消訴訟（用語集参照）等の原告訴訟（用語集参照）の提起など、法的手段を積極的に活用します。 また、国際的徴収回避行為に対しては、資料情報や租税条約に基づくC R S情報、情報提供要請などを活用して国外財産の把握に努め、条約上の要件を満たした場合には確実に徴収共助（用語集参照）を要請することなどにより、適切に対応します。 3. 消費税事案への取組 消費税事案については、令和元年10月の消費税率引き上げを踏まえ、新規発生時の早期着手を徹底するとともに、滞納残高の圧縮に向けて、国税局及び税務署を通じて消費税を含む滞納事案の確実な処理を行います。
--	---

定性的な測定指標

	[主要] 業1-4-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組 （令和3事務年度目標） 滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。 （目標設定の根拠） 滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。 ○参考指標1「租税滞納の状況」 ○参考指標2「滞納人員」 ○参考指標3「納税の猶予及び換価の猶予の処理件数」 ○参考指標4「差押件数」 ○参考指標5「公売公告物件数」 ○参考指標6「原告訴訟事件の処理件数」
--	---

施策	業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収
取組内容	厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携しつつ、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。
定性的な測定指標	
	[主要] 業1-4-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収 （令和3事務年度目標） 厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。 （目標設定の根拠） 厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。

今回廃止した測定指標とその理由	
令和2事務年度まで業績目標1-3-2「期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組」の施策「業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施」に設定していた定量的測定指標「業1-3-2-1-A-1：キャッシュレス納付の利用状況」については、政府全体の方針である「デジタル化の推進」を踏まえて行った目標体系の見直しに伴い、業績目標1-2-1「オンラインによる税務手続の推進」に新たに設定した施策「業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進」の指標として設定することに変更しました。	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政 事業レビュー番号
集中電話催告システム	474,105千円	379,188千円	—	—	—

(注)「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-4-2に係る予算額を記載しています。

令和元年度予算額については、統合に伴うシステム廃止により運用期間が短縮した結果、予算額が減少しました。

令和2年度以降については、システム統合により、徴収システムの機能となりましたので、国税総合管理（KSK）システム予算として計上しています。

担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）	実績評価実施予定時期	令和4年10月
-------	----------------	------------	---------

○ 業績目標 1-4-3: 不服申立てへの取組

〔不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。〕

業績目標の内容及び 目標設定の考え方	国税における不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。 このため、納税者の理解と信頼を得られるよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。
-------------------------------	---

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業 1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理

業 1-4-3-2：裁決事例の公表の充実

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策 業 1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理

取組内容

国税の更正・決定などの課税処分や差押えなどの滞納処分等があった場合、その処分に不服のある納税者は、その処分の取消しや変更を求めて、これらの処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができます。

また、再調査の請求を選択した場合でも税務署長等の決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求を行うことができます。

これらの不服申立てを適正・迅速に処理するために、次のとおり取り組みます。

1. 再調査の請求

国税局・税務署では、再調査の請求の処理に当たって、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正・迅速に処理します。

2. 審査請求

国税不服審判所では、審査請求の処理に当たって、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上で、自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行います。

また、早期に審査請求人に対して審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方へ「争点の確認表」や「審理の状況・予定表」を交付するなどにより、審理手続の透明性の確保を図ります。

なお、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより審理の中立性・公正性を一層高めるため、引き続き、事件を担当する国税審判官の半数程度（50名程度）が民間専門家となるよう、外部登用を行います。

定量的な測定指標

[主要]	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
業1-4-3-1-A-1：「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合 (単位：%)	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	96.6	99.5	91.1	99.9	

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調

(注1) 処理期間が通常3か月を超えることとなる相互協議（用語集参照）事案、公訴関連事案及び国際課税事案に係る件数を除いて算出しています。また、令和2年度以降は、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案に係る件数を除いて算出しています。

(注2) 平成28年3月31日までに行われた処分に係るものについては、「異議申立て」となります。

(目標値の設定の根拠) 再調査の請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
○参考指標1「再調査の請求の状況」						
[主要] 業1-4-3-1-A-2:「審査請求」の1年以内の処理件数割合 (単位: %)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	99.2	99.5	98.0	83.5	
(出所) 国税不服審判所調 (注) 相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算出しています。 (目標値の設定の根拠) 審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
○参考指標2「審査請求の状況」						
○参考指標3「訴訟の状況」						

施策	業1-4-3-2：裁決事例の公表の充実		
取組内容	国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するとの観点から、先例となるような裁決事例について、審査請求人等の秘密保持にも十分配慮しながら、国税不服審判所ホームページ(https://www.kfs.go.jp)に掲載・公表しています。 令和3事務年度においても、先例となるような有用性の高い裁決事例を掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるように取り組みます。		
定性的な測定指標			
	[主要] 業1-4-3-2-B-1：裁決事例の公表の充実		
	(令和3事務年度目標) 裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。		
	(目標設定の根拠) 裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。		
	○参考指標1「国税不服審判所ホームページへのアクセス件数」		

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政 事業レビュー番号
国税不服審判所の運営に必要な経費	4,769,324千円	4,698,041千円	4,642,514千円	4,726,743千円	
審査請求の調査及び審理に必要な経費	70,254千円	66,268千円	59,174千円	53,107千円	
合 計	4,839,578千円	4,764,309千円	4,701,688千円	4,779,850千円	

(注) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-4-3に係る予算額を記載しています。

担当部局名	課税部（審理室）、徴収部（徴収課）、国 税不服審判所	実績評価実施予定時期	令和4年10月
-------	-------------------------------	------------	---------

○ 実績目標（小） 1－5：国際化への取組

実績目標の内容及び 目標設定の考え方	経済取引のグローバル化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避への対応が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。 このため、租税条約等に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、情報交換の円滑な実施等により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・向上を図ります。 また、外国税務当局と知見の共有を図り、協力関係を強化することにより、租税回避等の問題に対応します。
-------------------------------	---

上記の「実績目標（小）」を達成するための「施策」

実 1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換
実 1-5-2：共通報告基準（C R S）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施
実 1-5-3：国別報告事項（C b C R）の情報交換の的確な実施
実 1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理
実 1-5-5：外国税務当局との知見の共有
実 1-5-6：開発途上国に対する技術協力

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策 実1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換

取組内容

国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、執行面での国際的な協力の機運が一層高まっており、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換が注目されています。

このような状況の中、G20参加国・地域や途上国を含む約160か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」では、情報交換の効果的な実施のため、制度・執行の両面における各国の状況について審査を行っています。

国税庁としては、情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税・徴収を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して的確かつ迅速に対応します。

定量的な測定指標

[主要]	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
実1-5-1-A-1：情報提供要請に対する90日以内の対応 （単位：％）	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N. A.	

（出所）長官官房国際業務課調

（注1）数値は、外国税務当局からの情報提供要請の件数のうち、要請された情報の提供又は提供に向けた進捗状況の通知を90日以内に行った件数の割合です。

（注2）令和2事務年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。

（目標値の設定の根拠）

外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確・迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」において、「外国税務当局からの情報提供要請に対して、要請を受けた日から90日以内に、要

	請された情報の提供又は進捗状況を通知する」とされていることを踏まえ、100%としています。 なお、90日以内に「情報の提供」が困難な場合には、「提供に向けた進捗状況の通知」を行うことで、相手国との良好なコミュニケーションが維持されることとなります。 ○参考指標 1 「租税条約等に基づく情報交換件数」
--	---

施策 実1-5-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	
取組内容	平成26年にOECDで「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」が策定されたことを受け、平成27年に租税条約等実施特例法等が改正され、非居住者が保有する金融口座に関する情報（口座保有者の氏名、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）について、国内金融機関等から国（国税当局）に報告する制度が導入されました。 平成30年以降は、国内金融機関等から4月末までに報告された日本非居住者の金融口座情報（CRS情報）について、租税条約等に基づき、9月末までに外国税務当局へ情報提供を行うとともに、外国税務当局からも、その国（地域）の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報（CRS情報）の提供を受けています。 国税庁では、租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係の強化に努めるとともに、CRSに基づく情報交換を的確に実施します。
定性的な測定指標	
	[主要] 実1-5-2-B-1：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施 （令和3事務年度目標） 外国税務当局との協力関係を強め、租税回避等の問題に対応していくため、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。 （目標設定の根拠） CRSに基づく金融口座情報の情報交換を円滑かつ的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強化し、租税回避等の問題に的確に対応するために重要であることから、目標として設定しています。 ○参考指標 1 「共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の交換件数」

施策 実1-5-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施	
取組内容	多国籍企業による税源浸食と利益移転（BEPS）（用語集参照）の問題を踏まえ、BEPS報告書（用語集参照）において、多国籍企業グループに対し、最終親会社等の居住地国の税務当局に国別報告事項（CbCR：Country by Country Report）（用語集参照）の提供を義務付けるとともに、最終親会社等の居住地国の税務当局に対し、提供を受けたCbCRを、租税条約等に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとの勧告が示されました。 これを受け、平成28年に租税特別措置法等が改正され、最終親会社等が日本にある総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループに対してCbCRの提供を義務付ける制度が導入されました（平成28年4月1日以後に開始する会計年度から適用）。 平成30年以降、最終親会社等が日本にある多国籍企業グループから提供されたCbCRについては、租税条約等に基づき、その最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から15か月以内（初年度は18か月以内）に、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとともに、外国税務当局からも、日本に構成会社等が所在する多国籍企業グループのCbCRについて提供を受けています。 国税庁では、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動状況等に関する情報を各国税務当局間で共有し、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対し移転価格税制等を適切に運用するため、CbCRの情報交換を的確に実施します。

定性的な測定指標	
	[主要] 実1-5-3-B-1：国別報告事項（C b C R）の情報交換の的確な実施
	（令和3事務年度目標） 多国籍企業グループの国、地域ごとの活動実態に係る情報を各国税務当局間で共有し、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制等を適切に運用するため、C b C Rの情報交換を的確に実施します。
	（目標設定の根拠） C b C Rの情報交換は、B E P S報告書の勧告により円滑な実施が求められており、この情報交換を的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強めることになります。また、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動実態を各国税務当局間で共有することは、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標1「国別報告事項（C b C R）の情報交換件数」

施策	実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理
取組内容	国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っています。 また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施しています。 このような相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。
定性的な測定指標	
	[主要] 実1-5-4-B-1：相互協議事案の適切・迅速な処理
	（令和3事務年度目標） 相互協議事案を適切・迅速に処理するため、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。
	（目標設定の根拠） 外国税務当局との間で機動的かつ円滑な相互協議を実施することは、国際的な二重課税の問題に対処するために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標1「相互協議事案の処理状況」
	○参考指標2「OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況」 ○参考指標3「相互協議事案の平均処理期間」

施策	実1-5-5：外国税務当局との知見の共有
取組内容	国際的な脱税等への対応や二重課税の排除に加え、納税者サービスの向上やコンプライアンスの向上等も各国に共通する税務執行上の課題となっていることから、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の策定に関する議論へ積極的に参画するほか、アジア税務長官会合（S G A T A R）（用語集参照）、OECD税務長官会議（F T A）（用語集参照）をはじめとするOECD関連会議等の多国間の国際会議や二国間会合を有効に活用し、外国税務当局と諸問題に関する知見の共有を図ります。

定性的な測定指標	
	[主要] 実1-5-5-B-1：外国税務当局との知見の共有
	(令和3事務年度目標) 各国共通の税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、外国税務当局との間で知見の共有を図ります。
	(目標設定の根拠) 各国税務当局が共通して抱える諸問題について知見の共有を図ることは、国際課税等に関する問題解決のために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標1「税務当局間の主な国際会議」

施策		実1-5-6：開発途上国に対する技術協力					
取組内容	税務行政に関する技術協力（用語集参照）は、開発途上国の税務行政の改善・向上を後押しすることを目的としています。また、こうした協力により、日本の税務行政に対する理解者が育成され、両国税務当局間の協力関係の強化が図られるほか、投資環境の改善を通じ我が国経済への貢献も期待されます。 このような観点から、政府開発援助（ODA）の枠組みなどの下、アジア諸国を中心に、①日本国内で実施される研修への受入れ、②研修講師等の派遣などにより、国際課税、納税者サービス、徴収などの税務行政上の諸問題に関する知識・経験の移転に積極的に取り組みます。 技術協力に当たっては、B E P S など国際課税に関する国際的な取組の動向、相手国税務当局の要望などを踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、リモートでの対応も行いながら、我が国の知識・経験が効果的かつ効率的に移転するよう取り組みます。なお、当該施策については、新型コロナウイルス感染症の状況により、リモートでの対応が多くなる可能性があるため、取組結果に影響を及ぼす可能性があります。						
	定量的な測定指標						
	[主要] 実1-5-6-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度(受入研修) (単位：％)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値		95	95	95	95	95
実績値		100	99.2	100	95.5		
(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調 (注1) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 (注2) 令和2年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症の状況により研修生の受入が困難なことからリモートで対応した研修の数値を含みます。 (注3) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 開発途上国に対する技術協力として実施した受入研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等によりリモートで対応を行った場合の影響度合いが不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。							
○参考指標1「開発途上国に対する技術協力」							

[主要] 実1-5-6-A-2：開発途上 国に対する技術協力の 満足度(職員派遣) (単位：%)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	91.5	95.0	94.5	89.2	
(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調 (注1) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。 (注2) 令和2年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症の状況により職員の派遣が困難なことからリモートで対応した研修の数値を含みます。 (注3) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P. 73に記載しています。 (目標値の設定の根拠) 開発途上国に対する技術協力として派遣した講師に対する研修受講者の満足度を測定するため、アンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等によりリモートで対応を行った場合の影響度合いが不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。						

今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。					
実績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政 事業レビュー番号	
	上記の実績目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	長官官房（国際業務課、相互協議室）、課税 部（課税総括課）、調査査察部（調査課）、税 務大学校		実績評価実施予定時期	令和4年10月		

○ 実績目標（大）2：酒類業の健全な発達の促進

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

国税庁は、酒類業の所管官庁として、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を実施します。

また、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的に役割を果たしていきます。さらに、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興の強化に取り組むとともに、適切な法執行の確保に取り組んでいきます。

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組むとともに、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に対して適切に対応を図ります。また、独立行政法人酒類総合研究所（用語集参照）とも連携しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、酒類製造業者の技術力の強化に取り組めます。さらに、中小企業の経営基盤の安定に配意し、酒類業者の経営改善等に向けた取組を実施します。

日本産酒類の輸出促進については、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）等の累次の閣議決定において、農林水産物・食品の輸出額を、令和7（2025）年までに2兆円、令和12（2030）年までに5兆円とする目標額が設定され、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が重点品目とされ、ターゲット国・地域^{（注）}が定められたことを踏まえ、重点3品目を中心として日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大等に積極的に取り組めます。

適切な法執行の確保については、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むとともに、酒類の20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進や酒類に係る資源の有効な利用の確保といった社会的要請に対する取組も実施していきます。

各種事務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

（注）ターゲット国・地域

清酒：米国、中国、香港、EU・英国、台湾、シンガポール

ウイスキー：EU・英国、米国、中国、台湾

本格焼酎・泡盛：中国、米国、台湾

上記の「実績目標（大）」を達成するための「施策」

実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組

実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

実2-3：酒類の公正な取引環境の整備

実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応

実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携

実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進

実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保

関連する内閣の基本方針等

○ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）

○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和2年12月15日農林水産

	業・地域の活力創造本部改訂) ○ 「総合的なT P P等関連政策大綱」 (令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定) ○ 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (令和2年12月8日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」 (令和2年7月17日閣議決定) ○ 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」 (令和2年7月17日閣議決定) ○ 「知的財産推進計画2020」 (令和2年5月27日知的財産推進本部決定) ○ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」 (令和2年4月7日閣議決定) ○ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」 (令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定) ○ 「食料・農業・農村基本計画」 (令和2年3月31日閣議決定) ○ 「農林水産業の輸出力強化戦略」 (平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)
--	--

施策	実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組
取組内容	日本産酒類の輸出促進については、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和2年7月17日閣議決定)等の累次の閣議決定において、農林水産物・食品の輸出額を、令和7(2025)年までに2兆円、令和12(2030)年までに5兆円とする目標額が設定され、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、重点27品目及びターゲット国・地域ごとの輸出額目標等が定められました。酒類については、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が重点品目とされたことを踏まえ、重点3品目を中心として、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大等に積極的に取り組みます。 令和3事務年度においては、日本産酒類の認知度向上等のための取組として、ブランド化や酒蔵ツーリズムの推進に係る取組の支援、海外におけるプロモーション・イベントや海外酒類専門家の招へい等を通じた国際的な情報発信、酒類の地理的表示(GI)制度(用語集参照)の普及拡大やワインのラベル表示ルール(用語集参照)の定着に向けた取組等を実施します。また新たな取組として、文化庁が行う醸造技術を中心とした日本酒等に係る文化的価値についての調査に協力するとともに、その担い手となる酒蔵等の賛同を得て、保存・活用体制の整備を図るなど、日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を実施します。 販路拡大のための取組としては、海外の展示会への出展支援によるビジネスマッチング、海外の消費者の嗜好等を把握するための市場調査、日本産酒類輸出促進コンソーシアム(用語集参照)によるマッチング支援等に取り組むとともに、関係省庁・機関等とも連携して、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に取り組めます。 さらに、酒類事業者が直面する酒類業従事者の減少や高齢化等の課題を踏まえ、酒類事業者の新規性・先進性のある取組を支援するとともに、酒類製造業者の技術力の向上を図る観点から、技術支援に取り組めます。 また、これらの取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインの活用等により実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討します。 なお、本施策については、海外において実施する取組や訪日外国人を対象とした取組等が多く含まれており、新型コロナウイルス感染症の状況が取組結果に影響を及ぼす可能性があります。 ○参考指標1「酒類の輸出金額(酒類別含む)及び伸び率」 ○参考指標2「補助金説明会の開催回数・参加人数」[新] ○参考指標3「酒類業構造転換支援事業費補助金交付決定件数」[新]

定量的な測定指標

[主要] 実 2-1-A-1 : 日本 産酒類の輸出促進のための新規 販路の開拓支援 (単位 : %、者)	会計年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度目標値
	目標値	①の割合					90
		①の参加 事業者数			20	20	400
		商談実施割合			90	90	
		②の参加 事業者数					500
	実績値	①の割合					
		①の参加 事業者数			33	377	
		商談実施割合			100	41.9	
		②の参加 事業者数					

(出所) 課税部酒税課調

(注 1) 令和 2 年度までの実績値は、海外商談会等に参加した酒類事業者数及びその商談実施割合です。

(注 2) 令和元年度の実績値「①の参加事業者数」は、令和 2 事務年度事前分析表から修正を行いました。

(目標値の設定の根拠)

日本産酒類の輸出促進を図るためには、現地輸入・流通業者等の開拓が重要であり、海外の展示会への出展支援によるビジネスマッチング等を企画するとともに、それらを確実に実施していく必要があります。

令和 3 事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和 2 年 12 月 15 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)においてターゲットとして定められた延べ 13 か国・地域を中心とした販路開拓を行うこととしており、①の取組については、ターゲット国・地域のうち展示会の出展等により商談機会を提供した国・地域の割合及びターゲット国・地域において展示会等に参加した酒類事業者数等を指標として設定しています。②の取組については、輸出促進コンソーシアムの中で開催する酒類事業者向けセミナーに参加した酒類事業者数を指標として設定しています。

① ターゲット国・地域で実施される展示会等への出展等支援 [ターゲット国・地域のうち展示会等で商談機会を提供した国・地域の割合 90%、ターゲット国・地域において展示会等に参加した酒類事業者数延べ 400 者以上]

② 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援 [酒類事業者向けセミナーに参加した酒類事業者数延べ 500 者以上]

(注) 上記①、②には、オンライン形式による取組を含む。

[主要] 実 2-1-A-2 : 日本 産酒類の輸出促進のための中長 期的観点からの 支援 (単位 : %)	会計年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度目標値
	目標値	主な取組類型 の実施割合				100	100
	実績値	主な取組類型 の実施割合				80	

(出所) 課税部酒税課調

(目標値の設定の根拠)

日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出目標については、令和 7 (2025) 年までに 2 兆円、令和 12 (2030) 年までに 5 兆円を目指すことが閣議決定されたことを受け、その目標達成に向けて、新規販路の開拓支援だけでなく、中長期的観点から、国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化の推進、酒蔵ツーリズムの推進など、様々な取組を企画して確実に実施していく必要があります。

	令和3事務年度においては、上記取組を以下の類型に分類するとともに、それぞれの実施結果を総合した実施割合を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響度合いが不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。 ① 国際的プロモーション ①-1 海外酒類専門家の招へい等 ①-2 海外におけるプロモーションイベント ② 日本産酒類のブランド化の推進 ②-1 ブランド化推進に係る取組を支援 ②-2 酒類の地理的表示（GI）の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施 ③ 酒蔵ツーリズムの推進 ③-1 酒蔵ツーリズム推進に係る取組を支援
定性的な測定指標	
	実2-1-B-1：日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組 （令和3事務年度目標） 日本産酒類の輸出促進のための取組については、新型コロナウイルス感染症の状況や事業者ニーズを踏まえつつ、関係省庁やジェトロ・J F O O D O（用語集参照）、業界団体等の関係機関との連携も図りながら、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。 具体的には、事業者ニーズを的確に把握し、関係省庁・関係機関と十分な情報共有や意見交換を行った上で、共同での事業実施や関係省庁・関係機関が有するネットワーク等を活用した効果的な事業の実施に努めます。また、事業者ニーズに沿った説明会の実施等にも努めます。さらに、酒類事業者の新規性・先進性のある取組を支援することにより、酒類事業者の生産性の向上を図ります。 各事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインの活用等により実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討します。 関係省庁と連携し、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に向けた取組を実施することにより、引き続き輸出環境整備についても取り組みます。 （目標設定の根拠） 日本産酒類の輸出促進については、関係省庁・関係機関が連携して取り組んでいます。 各種事業については、事業者ニーズ等を的確に捉えるとともに、関係省庁・関係機関と緊密に連携して実施することが重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

施策	実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応
取組内容	酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の取組を行います。 なお、当該施策については、酒類製造業者との接触を要する業務も含まれるため、新型コロナウイルス感染症の状況が取組結果に影響を及ぼす可能性があります。 1. 酒類製造業者への指導・相談 (1) 全国市販酒類調査 消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、添加物などの安全性に係る成分、品質及び表示事項を調査し、その結果を酒類製造業者への技術指導に活用するとともに消費者に情報提供します。 (2) 酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導・相談 全国市販酒類調査の結果等を踏まえ、酒類製造業者に対し製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施します。 なお、製造工程の改善に関する相談に対しては、酒類製造業者から把握したニーズや技術相談についてのアンケート調査における満足度などの結果を踏まえつつ、内容の充実を図ります。

2. 酒類の安全性の確保及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上

(1) 酒類の成分の実態把握等

国内外において取り上げられている酒類の安全性に係る成分について実態把握を行うほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施し、その情報を提供します。

また、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会（用語集参照）において、近年、酒類の安全性に係る成分についても多岐にわたって取り上げられていることから、酒類に関係する規格等の策定に参画します。

(2) 酒類業者に対する表示事項確認調査等

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）に基づく酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項の確認調査や全国市販酒類調査を実施し、適正な表示がなされていない場合には、是正指導を行います。

また、酒類業者に対して、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務の履行状況について確認調査を実施し、適正に履行されていない場合には、是正指導を行います。

定量的な測定指標

[主要]	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
実2-2-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度（単位：％）	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	93.4	91.1	92.4	95.7	

（出所）課税部鑑定企画官調
（注1）数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価（「極めて良かった」又は「良かった」）を得た割合です。
（注2）令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。

（目標値の設定の根拠）
酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響度合いが不明瞭なことから、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1「全国市販酒類調査点数」
○参考指標2「酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数」

定性的な測定指標

実2-2-B-1：酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上
（令和3事務年度目標） 酒類の安全性の確保のため、酒類の安全性に関する問題を把握した場合には、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うとともに、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るため、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行います。
（目標設定の根拠） 酒類の安全性に関する問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うことが酒類の安全性を確保するために重要であり、また、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行うことが酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るために重要であることから目標として設定しています。
○参考指標3「酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合」 ○参考指標4「酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数」

施策	実2-3：酒類の公正な取引環境の整備					
取組内容	酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（用語集参照）や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（用語集参照）（以下「取引基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、酒類業者の自主的な取組の推進を図ります。					
	また、取引基準等に照らし問題があると疑われる場合には、取引状況等実態調査を実施し、改善を指導するほか、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。					
	なお、取引状況等実態調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。					
定量的な測定指標						
[主要] 実2-3-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合(単位：％)	事務年度	平成29年度	30年度	令和元0年度	2年度	3年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	96.9	100	96.4	N. A.	
(出所) 課税部酒税課調						
(注1) 数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。						
(注2) 令和2事務年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。						
(目標値の設定の根拠)						
酒類の取引状況等実態調査において指示や指導をした事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和2事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
○参考指標1「酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数」						
○参考指標2「酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数」						
○参考指標3「フォローアップ調査の実施状況」〔新〕						

施策	実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応					
取組内容	中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、業界団体が実施する各種の取組を支援していくとともに、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、融資制度や補助金等の中小企業支援施策等の情報提供、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を実施します。 酒類事業者向けの研修については、酒類業界の状況や課題等を踏まえ、経営管理、マーケティング（ブランド化）のほか、海外展開、知的財産等を内容とする研修を実施することにより、酒類事業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援します。 また、日本酒造組合中央会（用語集参照）では、清酒製造業及び単式蒸留焼酎（用語集参照）製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、国内外に対する清酒及び単式蒸留焼酎の振興のための取組や東日本大震災により影響を受けた清酒製造業者に対する支援事業を行っています。当該事業については、補助金の交付によりその活動を支援します。					

定性的な測定指標	
	[主要] 実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への対応
	(令和3事務年度目標) 業界団体が実施する酒類事業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。 また、酒類事業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援等について、酒類事業者の状況等を踏まえ適切に実施します。業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。 日本酒造組合中央会の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を確保します。
	(目標設定の根拠) 中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類事業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標1「経営活性化研修の開催回数・参加人数」

施策	
実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携	
取組内容	酒類は、原料・製造方法等によりその品目及び税率が定められていることから、酒類の適正課税や適正表示を確保するための分析・鑑定を実施する必要があるほか、その安全性を確保するためにも分析を実施する必要があります。これらのうち、国税局で実施できない高度な分析・鑑定について、独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施します。 また、酒類の品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援のため、国税局で実施する酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するほか、その研究成果を講習会資料の作成に活用するなど、独立行政法人酒類総合研究所と連携した取組を実施します。
定性的な測定指標	
	[主要] 実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援
	(令和3事務年度目標) 酒類の適正課税や適正表示の確保、品質・安全性の確保並びに酒類製造業者の技術力の維持強化のための支援等に独立行政法人酒類総合研究所と連携して効果的に取り組みます。
	(目標設定の根拠) 独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標1「国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数」 ○参考指標2「独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数」

施策	実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進
取組内容	20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請に対応するため、酒類販売管理研修実施団体に対して適切な酒類販売管理研修の実施について指導します。 また、酒類販売管理協力員（用語集参照）を通じて酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、酒類の販売管理調査を実施して酒類販売管理者（用語集参照）選任状況や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認し、問題点が認められた販売場に対して改善指導を行い、酒類の適正な販売管理の確保を図ります。 さらに、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、酒類業界が取り組んでいる20歳未満飲酒防止キャンペーンや購入者の年齢確認ができない酒類自動販売機撤廃の取組等について支援するなど、国民の20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の高揚等を図ります。 また、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を目的としたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）を踏まえ、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。
定性的な測定指標	
〔主要〕 実2-6-B-1：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組 （令和3事務年度目標） 20歳未満の者の飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等の各種取組を行います。 （目標設定の根拠） 社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに広報啓発活動を行うことは、20歳未満の者の飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。 ○参考指標1「酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数」 ○参考指標2「酒類販売管理調査場数」 ○参考指標3「酒類自動販売機の設置状況」	

施策	実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保
取組内容	酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行います。
定性的な測定指標	
〔主要〕 実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応 （令和3事務年度目標） 地球規模の環境問題に関し、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等といった、酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、業所管庁として周知・啓発活動を行います。 （目標設定の根拠） 社会的要請に対応し、酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、酒類に係る資源の有効な利用の確保のために重要であることから目標として設定しています。 ○参考指標1「酒類業組合等に対する行政施策の説明回数」	

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度当初	令和3年度行政 事業レビュー番号
酒類業の健全な発達の促進 に必要な経費	784,018千円	868,280千円	3,440,620千円	1,998,941千円	
日本産酒類の競争力強 化・海外展開推進事業	151,244千円	234,455千円	2,222,669千円	666,321千円	0007
清酒製造業近代化事業費 等補助金	597,874千円	597,871千円	597,871千円	599,422千円	0008
酒類構造転換支援事業費 補助金	—	—	600,000千円	—	0009
日本産酒類海外展開支援 事業費補助金	—	—	—	700,792千円	新3-0003
独立行政法人酒類総合研究 所運営費交付金に必要な経 費	961,193千円	1,436,561千円	964,996千円	1,043,245千円	
独立行政法人酒類総合研 究所運営費交付金	961,193千円	1,436,561千円	964,996千円	1,043,245千円	0010
合 計	1,745,211千円	2,304,841千円	4,405,616千円	3,042,186千円	

(注1) 「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(大)2に係る予算額を記載しています。

(注2) 清酒製造業近代化事業費等補助金については、平成30年度に単式蒸留焼酎製造業近代化事業費等補助金から名称を変更したものです。

担当部局名	課税部（酒税課、鑑定企画官）	実績評価実施予定時期	令和4年10月
-------	----------------	------------	---------

○ 実績目標（大）3：税理士業務の適正な運営の確保

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、税理士法に別段の定めがある場合を除き、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています。

これらを踏まえ、国税庁は、税理士等が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士等に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、各種事務の実施に当たっては、税理士等又は税理士会等の状況に即した柔軟な対応に努めます。

上記の「実績目標（大）」を達成するための「施策」

実3-1：税理士会等との連絡協調の推進

実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施

実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策 実3-1：税理士会等との連絡協調の推進

取組内容

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会等との定期的な協議会や意見交換会（以下「協議会等」といいます。）の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等の要望を踏まえた説明会を実施することにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。

特に、税理士は、税理士会等が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないとされている（税理士法第39条の2）ことを踏まえ、税理士会等が開催する研修会や説明会（以下「研修会等」といいます。）へ講師派遣を行います。

また、講師派遣を行った研修会等については、アンケート調査を通じて把握した問題点について改善策を講じることなどにより、内容の充実を図ります。

なお、研修会等については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、その一部がオンライン形式で実施されていることから、取組結果に影響を及ぼす可能性があります。

定量的な測定指標

[主要] 実3-1-A-1：税理士会等 への研修会等の評価 (単位：%)	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
	目標値	70	75	75	75	80
	実績値	72.1	81.9	84.0	86.5	

(出所) 長官官房税理士監理室調

(注1) 数値は、税理士会等への研修会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

(注2) 令和3事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。

	(目標値の設定の根拠) 税理士会等が開催する研修会等の充実を図る観点から、講師派遣を行った研修会等の評価を測定するため、アンケート調査による評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等の推移を踏まえ、80%に引き上げました。
	○参考指標 1 「税理士登録者数の推移」
	○参考指標 2 「税理士会等への研修会等及び税理士会等との協議会等の開催回数」

施策	実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施
取組内容	税理士業務の適正な運営を確保するため次のとおり取り組み、国民の信頼に応える税理士制度とします。 1. 税理士会等の綱紀監察をテーマとした協議会等の開催 税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して税理士等による税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。 2. 税理士等に対する的確な調査等の実施 税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、税理士法等に基づく業務の調査や実態確認（以下「税理士調査等」といいます。）を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行います。 また、税理士等でないにも関わらず申告書の作成などの税理士業務を行っている者（以下「にせ税理士」といいます。）については、業務の停止を指導するとともに、必要に応じて捜査当局と連携を図り、的確に対応します。
	○参考指標 1 「税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数」

定量的な測定指標

[主要] 実3-2-A-1：税理士専門 官による指導監督等事 務の割合 (単位：%)	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度	3 年度目標値
	目標値			60	60	70
	実績値		79.9	73.4	N. A.	
(出所) 長官官房税理士監理室調 (注1) 「指導監督等事務」とは、①税理士等に対する調査（税理士法違反行為があると認められる場合に懲戒処分等を視野に入れて証拠資料の収集等を行う事務）や実態確認（税理士法違反行為が明らかでない場合などに業務の執行状況等の実態を確認する事務）、②税理士法第52条違反行為の確認（にせ税理士であると想定される者等に対して業務の実態を確認する事務）、③情報の収集（税理士法違反行為に関する情報を収集する事務）などの事務をいいます。 (注2) 令和2事務年度の実績値は、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 収集した税理士法違反行為に関する情報に基づき、税理士調査等を実施するなど、税理士等に対する指導監督や「にせ税理士」に対する的確な対応を行うことは、税理士業務の適正な運営を確保するために重要であることから目標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、70%に引き上げました。 ○参考指標 2 「税理士等に対する懲戒処分等件数」 ○参考指標 3 「税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数」						

施策	実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組				
取組内容	税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができます。 また、税務官公署の職員は、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないとされています。 「書面添付制度」は、税理士等が作成した申告書について、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることで、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものです。 このようなことから、申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うとともに、添付書面や税理士等に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなどにより、その普及・定着を図ります。				
定性的な測定指標					
[主要] 実3-3-B-1：書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組					
(令和3事務年度目標)					
書面添付制度の普及・定着を図るため、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行います。					
(目標設定の根拠)					
書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものです。					
申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うことは、当該制度の普及・定着に重要であることから目標として設定しています。					
○参考指標1「税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）」					
○参考指標2「税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）」					
○参考指標3「書面添付制度に関する協議会等の開催回数」					
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。				
実績目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
上記の実績目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	長官官房（税理士監理室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課）		実績評価実施予定時期	令和4年10月	

Ⅱ 令和3事務年度 各目標と予算との対応関係

予算書上の「項」			令和3年度 当初予算 (千円)	対応する目標	関係する 施策番号
予算書上の「事項」	行政事業レビュー対象事業【事業番号】				
国税庁共通費			565,851,281	—	—
	国税庁一般行政に必要な経費		565,597,141	—	—
	審議会に必要な経費		254,140	—	—
国税庁施設費			2,701,318	—	—
	国税庁施設整備に必要な経費		2,701,318	—	—
		国税庁施設費（税務署庁舎等の改修事業） 【0060】	2,556,000	業績目標1-3-2	1
税務業務費			139,401,696	—	—
	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費		58,226,276	実績目標(大)1	—
		国税庁の広報活動経費【0002】	443,128	業績目標1-3-1	1・2・5
		電話相談センター運営経費【0003】	431,267	業績目標1-3-2	1
		国税総合管理（KSK）システム【0004】	—	実績目標(小)1-2	—
		法人番号システム等【0005】	—	業績目標1-2-1	2
	税務大学校に必要な経費		1,862,421	実績目標(小)1-1	4
	国税電子申告・納税システムの運用等に必要な経費		—	実績目標(小)1-2	—
		国税電子申告・納税システム【0006】	—	実績目標(小)1-2	—
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費		1,998,941	実績目標(大)2	—
		日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業 【0007】	666,321	実績目標(大)2	1
		清酒製造業近代化事業費等補助金【0008】	599,422	実績目標(大)2	4
		酒類構造転換支援事業費補助金【0009】	—	実績目標(大)2	4
		日本産酒類海外展開支援事業費補助金 【新3-0003】	700,792	実績目標(大)2	1
国税不服審判所			4,779,850	業績目標1-4-3	—
	国税不服審判所の運営に必要な経費		4,726,743	業績目標1-4-3	1・2
	審査請求の調査及び審理に必要な経費		53,107	業績目標1-4-3	1・2
独立行政法人酒類総合研究所運営費			1,043,245	実績目標(大)2	—
	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費		1,043,245	実績目標(大)2	—
		独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金 【0010】	1,043,245	実績目標(大)2	5
合 計			636,463,332		

Ⅲ 附属資料

令和3事務年度において実施するアンケート調査の概要

No.	アンケート名 [指標名]	実施等 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
1	e-Tax についてのアンケート 【《定量的》測定指標 業1-2-1-1-A-6 : e-Taxの利用満足度】 (14ページ)	・e-Taxの利用者等	令和4年2月 ～5月	・電子申告後に引き続きアンケートを入力する方式 ・e-Taxホームページからの書き込み方式	無記名による5段階評価 ①事前手続の操作性 ②e-Taxの操作性 ③受付(送信可能)時間 ④ヘルプデスクの対応ぶり及び回答の分かりやすさ
2	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」についてのアンケート 【《定量的》測定指標 業1-2-1-1-A-7 : 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度】 (15ページ)	・「確定申告書等作成コーナー」の利用者	令和4年1月 ～3月	・「確定申告書等作成コーナー」への書き込み方式	無記名による5段階評価 「とても役立つ」、「どちらかといえば役立つ」、「どちらともいえない」、「あまり役に立たない」、「全く役に立たない」 ①利用したメニュー ②利用の満足度
3	国税の広報についてのアンケート 【《定量的》測定指標 業1-3-1-1-A-1 : 国税の広報に関する評価】 (25ページ)	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者	令和3年4月 ～令和4年3月 (各四半期の特定日、計4日間実施)	・税務署の窓口で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」 ①国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、ホームページ等) ②国税の広報全般についての印象 ③情報提供に関する要望 ④税を考える週間の認知度 ⑤税を考える週間についての印象
4	国税の広報についてのアンケート 【《定量的》測定指標 業1-3-1-1-A-2 : 確定申告の広報に関する評価】 (25ページ)	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者	令和3年9月 ～令和4年3月 (各四半期の特定日、計4日間実施)	・税務署の窓口で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による3段階評価 「役に立った」、「今年は役に立っていないが継続した方が良い」、「役に立っていない」 確定申告期の情報提供に関する印象
5	租税教育についてのアンケート 【《定量的》測定指標 業1-3-1-2-A-1 : 租税教室等受講者の理解度】 (26ページ)	・全国71の税務署 ・租税教室等受講者	令和3年4月 ～令和4年3月	・租税教室等実施時に配付 ・租税教室等実施後に回収	無記名による4段階評価 「深まった(分かった)」、「やや深まった(やや分かった)」、「あまり深まらなかった(あまり分からなかった)」、「深まらなかった(分からなかった)」 租税教育を受けた児童・生徒等の税に関する理解度

No.	アンケート名 [指標名]	実施等 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
6	税務大学校における 公開講座についての アンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-1-2-A-2:税 務大学校における公 開講座の内容の満足 度】 (27ページ)	・税務大学校和光 校舎 ・公開講座受講者	令和3年11月中 旬(公開講座開催 期間)	・受付で講義資料 と併せて配付 ・会場内に回収箱 を設置して回収	無記名による5段階評価 〔「良かった」、「やや良かった」、 「普通」、「やや悪かった」、「悪 かった」〕 講座の内容の満足度
7	税務大学校における 公開講座についての アンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-1-2-A-3:税 務大学校における公 開講座のレベルの適 正度】 (27ページ)	・税務大学校和光 校舎 ・公開講座受講者	令和3年11月中 旬(公開講座開催 期間)	・受付で講義資料 と併せて配付 ・会場内に回収箱 を設置して回収	無記名による3段階評価 〔「適正なレベルであった」、「難 しすぎた」、「やさしすぎた」〕 講座のレベルの満足度
8	租税史料室について のアンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-1-2-A-4:租 税史料室(税務情報 センター)見学者の 満足度】 (27ページ)	・税務大学校租税 史料室 ・租税史料室の見 学者・利用者	令和3年4月 ～令和4年3月 (見学・利用の都 度)	・玄関又は説明室 で配付 ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①租税史料のご理解(満足度) ②案内・説明の満足度 ③展示方法の満足度
9	電話相談センターに ついてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-2-1-A-2:電 話相談センターにお ける電話相談の満足 度】 (33ページ)	・電話相談センター ・特定日の電話相 談を利用した納 税者	令和3年4月 ～令和4年3月 (各四半期の特 定日、計8日間実 施)	・相談後に音声ガ イダンスによる アンケート入力 方式	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①税務相談に満足されたか ②応接の親切さ、丁寧さ ③回答の分かりやすさ ④回答の速さ ⑤疑問点の解決
10	税務署(相談会場) についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-2-1-A-3:税 務署における面接相 談の満足度】 (34ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者	令和3年4月 ～令和4年3月 (各四半期の特 定日、計8日間以 上実施)	・税務署の窓口で 配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①相談の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象
11	税務署(相談会場) についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-2-1-A-4:職 員の応接態度の好感 度】 (34ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者	令和3年4月 ～令和4年3月 (各四半期の特 定日、計8日間以 上実施)	・税務署の窓口で 配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①応接の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象

No.	アンケート名 [指標名]	実施等 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
12	税務署（相談会場） についてのアンケート 【《定量的》測定指 標実1-3-2-1-A-5：税 務署内の案内表示、 受付・窓口の利用満 足度】 (34ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者	令和3年4月 ～令和4年3月 (各四半期の特 定日、計8日間以 上実施)	・税務署の窓口で 配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①署内の案内表示の分かりやすさ ②受付・窓口の利用しやすさ ③案内表示、受付・窓口について の全体的な印象
13	国際研修における講 義についてのアン ケート 【《定量的》測定指 標実1-5-6-A-1：開発 途上国に対する技術 協力の満足度（受入 研修）】 (56ページ)	・研修会場 ・研修受講者	令和3年4月 ～令和4年3月	・研修開始時に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度
14	国際研修における講 義についてのアン ケート 【《定量的》測定指 標実1-5-6-A-2：開発 途上国に対する技術 協力の満足度（職員 派遣）】 (57ページ)	・研修会場 ・研修受講者	令和3年4月 ～令和4年3月	・研修開始時に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度
15	技術相談についての アンケート 【《定量的》測定指 標実2-2-A-1：酒類製 造業者の製造工程の 改善に関する相談の 満足度】 (62ページ)	・醸造技術の改善に 関する技術相談を 希望し、国税局鑑 定官室（沖縄国税 事務所間税課を含 む。）職員から直 接対面により技術 相談を受けた酒類 製造業者	令和3年4月 ～令和4年3月	・調査対象の酒類製 造業者にアンケート 用紙及び返信用 封筒を交付し、局 鑑定官室への送付 を依頼する。	無記名による7段階評価 〔「極めて良かった」、「良かった」、 「概ね良かった」、「どちらとも いえない」、「あまり良くなかつ た」、「悪かった」、「極めて悪 かった」〕 ①全体的な満足度 ②対応の親切さ・丁寧さ ③説明の分かりやすさ ④相談内容・疑問点の解決
16	税理士会への研修会 等についてのアン ケート 【《定量的》測定指 標実3-1-A-1：税理士 会への研修会等の評 価】 (67ページ)	・税理士会 ・説明会等の出席 者	令和3年4月 ～令和4年3月	・説明会等の会場で 配付及び回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①全体的な印象 ②研修のテーマ ③説明の分かりやすさ ④内容の有用度 ⑤資料の充実度

(注) 「アンケート名」欄の【 】内は指標名を表します。

令和3事務年度において実施するサンプル調査の概要

No.	指標名	実施場所 調査対象	実施時期	調査方法
1	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 【《定量的》測定指標実1-1-1-A-2】 (6ページ)	・全国55の税務署 ・収受した所得税還付申告書	令和4年2月～5月	還付金支払決定日ごとに還付件数の1%（小数点以下切上げ）を無作為に抽出し、これらの申告書提出日を調査することにより所要日数を把握する。
2	納税証明書の15分以内の発行割合 【《定量的》測定指標実1-1-1-A-3】 (6ページ)	・全国524の税務署 ・窓口で申請されて発行する納税証明書	令和3年4月～令和4年3月 (各四半期の特定日、計4日実施)	調査日に発行する全ての納税証明書に係る交付請求書の受付時から交付時までの時間を測定する。
3	電話相談センターにおける10分以内の相談割合 【《定量的》測定指標業1-3-2-1-A-1】 (33ページ)	・電話相談センター ・特定日の電話相談	令和3年4月～令和4年3月 (各四半期の特定日、計20日実施)	調査日に受電した全ての電話相談について、受付時から終了時までの時間を測定する。

用語集

あ 青色申告会

青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。

青色申告制度

事業所得、不動産所得及び山林所得がある者が、税務署長の承認を受け、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

アジア税務長官会合（SGATAR）

アジア太平洋地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を行う場であり、令和2年4月現在、17か国・地域の税務当局が加盟しています。

正式名は、Study Group on Asian Tax Administration and Researchです。

い 移転価格税制

国外の関連企業（国外関連者）との取引価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度です。国外関連者との取引を通じた海外への所得の流出を防止、適正な国際課税の実現を図る観点から、移転価格課税を行うための制度が昭和61年度税制改正で導入されました。主要先進国をはじめ多くの国で導入されています。

か 確定申告書等作成コーナー

国税庁がインターネット上で提供するサービスであり、納税者がパソコン、タブレット端末、スマートフォンを使用して、画面の案内に従って金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できるシステムです。

なお、作成したデータをe-Taxで送信することもでき、また、印刷して書面で税務署に提出することができます。

間税会

間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力することを目的として結成された団体です。

き 技術協力

開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与することです。

キャッシュレス納付

現金を使用しない納付方法である①振替納税、②ダイレクト納付、③インターネットバンキング等による納付及び④クレジットカード納付をいいます。

共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26

年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準として策定・公表されたものです。令和2年4月現在、100以上の国・地域の税務当局がこれに基づく情報交換の実施を約束しています。

業務センター室（仮称）

複数の税務署の内部事務を集約処理する組織で、令和3年7月から各国税局に設置されています。

＜ 国別報告事項（C b C R : Country by Country Report）

多国籍企業グループの国、地域ごとの収入金額、納付税額及び活動状況等に関する情報をいいます。B E P S 報告書において、グループの最終親会社等がその居住地国の税務当局に提供することが求められており、租税条約等に基づき、その税務当局からグループの構成会社等の居住地国に提供されます。

＜ 原告訴訟

滞納者が債務超過の状態で国税を納付せずに所有財産を第三者に贈与等をした場合や滞納者の債務者が差押債権の取立てに応じない場合に、滞納国税を徴収するため、国が原告となって提起する詐欺行為取消訴訟や差押債権取立訴訟などの民事訴訟をいいます。

＜ 更正の請求

既に行った申告について、納税額の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算に誤りがあったりしたために、税額を過大に申告した場合や還付金が少なかった場合などに行う手続です。この手続は、誤りの内容を記載した更正の請求書などを税

務署に提出することにより行います。なお、更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

＜ 公売

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納国税に充てるため、入札又は競り売りの方法で強制的に売却する処分をいいます。

＜ コーデックス委員会

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関（F A O）及び世界保健機関（W H O）により設置された国際的な政府間機関です。国際食品規格の策定等を行っています。

＜ 国税総合管理（K S K）システム

全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

＜ 国税モニター

広聴活動の一環として、地域・職域におけるオピニオンリーダー等の経験・見識に基づき、主に当庁が実施している広報広聴施策等の取組に関する意見・要望等をお聴きするために、各国税局及び沖縄国税事務所において委嘱している方をいいます。

＜ 詐欺行為取消訴訟

国が、滞納者から第三者に対する財産の贈与など、債権者（国）を害する法律行為

(詐欺行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して差押えをするために提起する訴訟をいいます。

し シェアリングエコノミー等新分野の経済活動

シェアリングビジネス・サービス、暗号資産(仮想通貨)取引、ネット広告(アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称した経済活動のことをいいます。

事前確認

納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局が事前に確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度です。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、対象取引の当事者が所在する複数国の税務当局間で相互協議を行った上で、実施する事前確認です。移転価格課税の適用についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

集中電話催告センター室

限られた人員の下、効果的・効率的な滞納整理を行うため、各税務署で新たに発生する滞納事案等を集中的に所掌し、早期かつ反復的に電話催告等を行う組織で、各国税局に設置されています。

守秘義務

税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国税通則法により、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役

又は50万円以下の罰金)よりも重い刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が課せられます。

これは、①税務職員は、調査の過程で納税者の財産上、一身上の秘密を知り得る立場にあるので、その秘密を漏らさないよう義務付けることにより、納税者の秘密を保護する必要があること、②納税者の秘密を漏らしてしまうと、税務職員と納税者との信頼関係が損なわれ、納税者の協力が得られなくなり、適正・公平な課税の実現が困難となって、円滑な税務行政の運営に重大な支障を来すためです。

酒類に関する公正な取引のための指針

公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法等を明らかにしたものです。

酒類の公正な取引に関する基準

酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものが合理的であるとの考え方の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的に、酒類の公正な取引について、酒類業者が遵守すべき基準(国税庁告示)を定めたものです。

酒類の地理的表示(GI)制度

酒類の地理的表示(GI)制度は、酒類について、ある特定の産地ならではの特性(品質、社会的評価等)が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名

(地域ブランド名)を独占的に名乗ることができる制度です。

酒類販売管理協力員

国税局長の委嘱を受けて、酒類販売場における20歳未満の者の飲酒防止に関する表示や酒類の店頭価格の状況等を確認し、税務署に連絡する業務を行う者をいいます。

酒類販売管理者

酒類業組合法第86条の9の規定に基づき選任された者をいいます。酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する使用人等に対して、関係法令の規定を遵守して酒類の販売業務を実施するために必要となる助言又は指導を行います。

せ 成果重視事業

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に掲げられた、成果目標(Plan)―予算の効率的執行(Do)―厳格な評価(Check)―予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、平成18年度予算から創設されたものです。

税源浸食と利益移転(BEPS)

多国籍企業が、各国の税制や租税条約等を巧妙に組み合わせて、課税所得を人為的に操作し、グローバルに租税の軽減を図っている問題です。

税務に関するコーポレートガバナンス

税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することをいいます。

税理士会

税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする税理士法に定められた団体です。

そ 相互協議

租税条約等の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合、又は生じると納税者が考える場合、あるいは②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合において、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約等締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

租税教育推進関係省庁等協議会

平成23年度税制改正大綱を受けて、国税庁、総務省、文部科学省及び日本税理士会連合会(賛助会員)が連携・協調して租税教育の充実に向けて取り組むために組織された協議会をいいます。

租税条約

我が国が締結した国際的二重課税の回避や脱税の防止のための条約をいい、相互協議や情報交換等に関する規定も置かれています。

租税条約等に基づく情報交換

各国の税務当局が、租税条約等に基づき、必要な情報を提供し合うことです。

た ダイレクト納付

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の方法です。

単式蒸留焼酎

でん粉質原料（米、大麦及び芋等）などを発酵させ、これを単式蒸留機で蒸留したもので、米焼酎、麦焼酎、芋焼酎、泡盛など、原料による特色がある我が国固有の蒸留酒です。

ち 地方税ポータルシステム（eLTAX）

地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税務協議会等

国税当局及び地方税当局の担当者などをもって、国税及び地方税の事務運営につき連絡協調を図るために組織された協議会をいいます。なお、当該協議会には、国税局又は都道府県単位の地方税務協議会及び税務署単位の地区税務協議会があります。

チャットボット

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、インターネットやAI（人工知能）を利用した自動会話プログラムをいいます。

調査課所管法人

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、国税局の調査部が所管する、原則として資本金1億円以上の大法人と外国法人のことをいいます。

徴収共助

租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することはできないという執行管轄権の制約がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税債権を徴収する制度です。

徴収システム

国税総合管理（KSK）システムのうち、徴収事務を担っている業務システムをいいます。滞納事案の進行管理や各種分析等を的確に行うことができます。

て 電子納税

金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができる仕組みであり、次の方法があります。

- ① ダイレクト納付による電子納税
- ② インターネットバンキング等による電子納税（登録方式・入力方式）

電話相談センター

国税に関する一般的な質問・相談に対し、適切かつ効率的に対応するため、全国の各国税局に設置されている部署をいいます。

と 独立行政法人酒類総合研究所

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等の業務を行う法人です。

に 日本産酒類輸出促進コンソーシアム

国税庁、ジェトロ、J FOODO、クールジャパン機構、全国卸売酒販組合中央会が運営主体となり、輸出に意欲的に取り組もうとする輸出商社・卸（地域商社等を含む）と酒類製造者・酒造組合等に対して、両者のマッチングや、各種支援メニューの提供などを行うための共同事業体です。

日本酒造組合中央会

酒類業組合法に基づき酒税の保全及び酒類業界の安定を目的として、清酒、単式蒸留焼酎等の製造業者により組織された全国単位の団体です。

の 納税協会

「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

納税証明書

申告書を提出した場合の納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどを証明する書類です。金融機関から融資を受けたり、資格審査を受けたりするときに「納税証明書」を求められることがあります。e-Tax又は所轄税務署の窓口で交付請求手続を行って入手することができます。

納税貯蓄組合

納税資金の備蓄による租税の円滑な納付を目的として組織された団体です。

ひ 標準地

路線価等作成の基準とするため、鑑定評価等を実施する地点をいいます。

ふ 振替納税

申告所得税や個人事業者の消費税について、あらかじめ納税者から税務署又は金融機関に対して依頼書を提出することにより、指定した金融機関の預貯金口座から納付税額が自動的に引き落とされ納付が完了する手続です。

へ 閉庁日

行政機関の休日に関する法律に定められた日をいい、具体的には、次の日になります。

なお、これらの日は、通常、業務を行っていません。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 祝日及び休日
- ③ 12月29日から1月3日までの日

ほ 法人会

税知識の普及や適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として、法人により結成された団体です。

法定資料

株式等の配当や不動産の賃借料など一定の金銭等を支払った者が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいい、「配当等の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」など、全部で60種類あります。

法定資料以外の資料情報

税務当局が収集する資料情報のうち、法定資料以外のものをいいます。

ま マイナポータル連携機能

年末調整・確定申告手続について、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力を可能とする機能のことです。

なお、マイナポータルとは、マイナンバーに関連した行政サービスが利用できる個人ごとのポータルサイトです。

ろ 路線価

路線（道路）に面する標準的な宅地の1

平方メートル当たりの価額のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

わ ワインのラベル表示ルール

従来、国内では、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワインとの違いが分かりにくいという問題があったことを踏まえ、日本ワインの定義等を定めたものです。

正式名称は、「果実酒等の製法品質表示基準」であり、平成30年10月30日から適用されています。

A A I

コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術です。Artificial Intelligence（人工知能）の略です。

B B E P S 報告書

税源浸食と利益移転（B E P S）の問題に対処するため、O E C D が平成24年に立ち上げたB E P S プロジェクトの報告書（平成27年9月公表）をいいます。本報告書では、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請により策定された15項目からなる「B E P S 行動計画」について、国際的に協調してB E P S の問題に有効に対処していくための対応策が勧告されています。

E e-Tax

所得税、法人税、消費税、贈与税、相続税、印紙税、酒税などの申告、全税目の納税、国税関係法令に規定されている申請・届出等について、インターネット等を利用

して電子的に手続を行うことができるシステムです。

I I C T

情報・通信に関連する技術一般の総称であり、Information and Communication Technologyの略です。

J J F O O D O（ジェイフード）

J F O O D O は、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）に設置された、日本産の農林水産物・食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う組織です。

正式名称は、「日本食品海外プロモーションセンター」です。

O O E C D 税務長官会議（F T A）

税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有やベストプラクティスの比較・検討を行う目的で2002年に設置されたフォーラムであり、令和2年4月現在、O E C D 加盟36か国に非加盟17か国・地域を加えた53か国・地域が参加しています。

正式名は、Forum on Tax Administrationです。

